

午前10時4分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成12年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番 島原正嗣君、17番 角谷英男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第15号 例月現金出納検査結果報告を議題といたします。

本件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 成田政彦君。

監査委員（成田政彦君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから平成12年8月分の例月現金出納検査の結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成12年8月分は平成12年9月22日に島原前監査委員が検査を執行されました。これについては、一般会計、特別会計などの収入役扱い並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合されたところ、いずれも符合しており、出納は適正であると認定されたとの引き継ぎを受けております。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） おはようございます。新しく成田議員が議会選出ということで監査になられて、本会議の中でも質疑があったんですが、いわゆる滞納が多いという中での徴収率の低い問題で、法的には問題がないという答弁があったんですが、専決の場合、ああいう状態になったときに、専決した場合には監査の方にもちゃんと報告をすべきだと私は思うんですね、重要な問題ですから。

そういう点で、例のいわゆる差し押さえの行為がしてあることを解除したという問題について、行政内部で法的に問題ないとは言っても、重要な

問題ですから監査の方までも私は報告があるべきだと思うのですが、そういう点での見解と、そういうことについての報告があったのかどうかをお聞かせをいただきたい。

そして、新しく監査になられたので、ひとつどういう方針で監査をやられるのか、そういう決意などがあればお述べいただければありがたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） 小山議員にお答えいたします。

地方自治法198条の3には、監査委員は公正不偏の立場に立ってやるべきだということが書かれています。私も市民の目線の立場に立って、単に金銭の出納にかかわらず、行財政監査などやりたいと思っています。

また、先ほど質問された問題については、平成10年に事実起きた問題であります。私はこの問題についても監査事務局を通じて税当局から事情を聞きました。こういうことにつきましては、今後なきよう厳しく監査をしていきたいと思いません。また、今後の取り扱いについては、中田参与が話したように、それ以上のことは私も答えることができません。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 就任されて速やかに事情を聞かれたということで、大変的確な対応ではなかったかなと私は思います。

確かに、専決という条例上の措置はあるんですが、重大なことについては、市長に相談するなり市長の判断を仰ぐみたいなことも専決の中には当然あると思うんですね。専決一般では、解除は助役となっておりますけども、重要なことについては市長が判断をするという文言が頭についておるように私は思うのですが、そういう点で報告の中で、そういう点に照らして助役だけで専決をしたと、市長は最近の新聞報道がされるまで全く知らなかったという、こういう構造は、私は大きな意味ではやはり法に触れる行為ではないかなと。説明責任、報告義務ということからいえば私は重大な問題を持つと思うのですが、監査事務局か

ら聞いたことについて、監査事務局はその点についてはどのように判断をしておられるのか、報告がどうあったのか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） これは8月の例月監査の報告でありますので、私としてはこれ以上答えることはできません。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 今後、監査に当たってこの問題、市長もまだもう少し調査をしたいという答弁もありましたから、監査としてもこの問題をもう少し新しい視点で、市民にも議会にもよく理解できるようひとつ御説明をいただけるように調査を続けてお願いをしたいということで、私は終わっておきます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 一、二点ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、今後1年間厳正な監査をやっていただけのもとの期待しておりますけれども、従前、監査委員は行政監査ができなかったのが行政監査できるようになったということの経緯があって、今回地方分権一括法案の一応の成立をもって機関委任事務が廃止されたということで、それにとってかわって今は自治事務や法定受託事務という形が出てきてるわけですが、監査委員の監査範囲はどこまで及ぶのか、あるいはどこまで及ばないのか、その辺わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

監査委員（成田政彦君） これも、私が今報告したのは例月検査の範囲内ですけど、監査の範囲がどこまで及ぶかについては、私は地方自治法に基づいてきちっとやりたいと思います。法令に基づいてやる決意であります。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 基本的に法定受託事務も、機関委任事務が廃止されたから監査の範囲が及んできたということで、かなり包括的な監査実施ができるということになっておりまして、それが監

査委員の自立性にも貢献するのだというふうに考えております。

ただ、その法定受託事務の中でもやっぱり限界があるのは、国の安全とか個人のプライバシーという問題が同じ法定受託事務の中でも監査の対象外とされているわけですが、それ以外、旧来の機関委任事務の範囲内でまだ監査対象とされていないものがあれば説明していただきたいのですが、その点いかがでございましょうか。

議長（奥和田好吉君） 成田君。
監査委員（成田政彦君） ということを答えることを要求しとるんかわかりませんが、地方自治法に書かれてる監査委員の請求は、地方自治法を読めば項目がきちっと内部にわたって書かれております。私は地方自治法に沿って、不偏公正の立場に立って監査をするつもりであります。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案のうち、平成11年度各会計決算認定16件を除く議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案のうち、平成11年度各会計決算認定16件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

議員各位にお願い申し上げます。質疑の回数は、議長としてでき得る限り会議規則を遵守してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてはよろしく御協力お願い申し上げます。

次に、日程第3、議案第1号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並び

に内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市公平委員会委員上林良一氏は、平成12年12月25日付をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市公平委員会委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の御同意を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

3番（小山広明君） 今、市長の方から公平委員の選任についての御説明がありました。この公平委員の——再任ですからこれまでもやってこられたんですが、主なこれまでのお仕事の内容、または事件の処理について御報告いただきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 公平委員会の主な業務について御説明申し上げます。

幸いなことでございますが、泉南市の場合、公平委員会で審議するような事項については、ここ数年ございません。ただ、不当労働行為等々以外の職員団体等の登録業務等がございますので、ここ二、三年におきましては、主な公平委員会としての業務といたしましては、泉南市教職員組合及び泉南市職員組合の登録についての審査をいたしたところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） そういう労働に関しての問題がなくて幸いだということ報告があったんですが、当然こういう公平委員会の趣旨なんかの周知徹底をして、やはり労働問題についてきちっと救済をしていくと、こういう機関そのものお仕事もあると思うんですね。だから、事件がなか

ったから幸いだというよりも、やはり今リストラとかいろんなことで就労不安、労働不安がいろいろある状況の中、公務員の皆さんにおいてもそれはいろんな影響があると思います。

そういう点で、やはりこういう委員会がちゃんと役目を果たすような状況は、いっぱいあると思うんですね。そういう点で、そういう委員会としての役割を十分市民に、また関係者に周知徹底して認知してもらわないと、この制度そのものが機能しないわけですから、そういう点での役割はむしろ重要だろうと思いますね。

こういう問題は、そういう案件があった方がむしろ役割を果たしておるし、機能しとるわけですから、決して今の世の中、働くことについて不満のない、そんな状況があるはずはないわけで、そういう点での委員会、また委員としてのお務めはどうかということで、そういう啓発というんですか、そういう趣旨をお知らせするような行為というのは、一体どういうことでやっておられるのでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 公平委員会につきましては、大体主に職員等々でございますので、私といたしましては、市で働いておる職員でございますから、地方公務員法なり自治法なりは十分御承知のことでございますので、改めて公平委員会の方から職員の皆様方にそういう通知をする必要はないと思っておりますのでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後にしときますけどね、あなたの考えを聞いとるわけじゃないんですから、やっぱり委員となった人は市民から選ばれて委員になるわけですので、やはりそういう活動を私はすべきだと思いますよ。だから、あなたは事務局でそう答えられておるんですが、これは市長が人事案件で提案されとるわけですから、そういうことに意欲を持ち、一体公務員の働く状態がどうかということをいわゆる公務員の側に立って考える、そういう人の人選が大事だと思いますよ。全くそんな必要がないということ事務局に言われるような、そんな委員では困るわけですね。やっぱり機能してないと私は思いますよ、今の状態。今機

能しなかったらいつ機能するんですか。

だから、そういう点では委員の選任に当たっては、もうちょっとそういうことにちゃんと識見を持ち、見識を持った人を提案するべきだと思うんですね、提案者としては。私は、そういう点で事務局が安易に知らせる必要がないというようなことを答弁するような今の委員会の状態では、問題だと思うんですよ。救済になりませんよ、それは。そういう点で、この委員がそういうことにどういうお考えを持っておるのかということは、やはりちゃんと議会にも示して、そして審議できるようにしていただきたいと。

2回ということですから、これで意見にかえときますけど、やはりこの制度というのは大変重要な制度ですよ。公務員というのは、一定制限を受けとるわけでしょう、労働者としての権利主張をする面において。だから、こういうものがほんとの救済機関としてある。町の働く場でもそういう労働問題がいっぱいあるわけですから、公務員だけないというようなことはあり得ないんで、そういう事件がなかったということの方がむしろ僕は問題だと思いますよ。

意見にかえときますけど。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——一本件……以上で……討論なしと認めます。

以上で本件に対する……。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっと言葉が途中で切れて、次の言葉に入ったように思うんで、その辺ちゃんと整理してやってください。でないと、後で議事録を見ても、これは何のことかわからんと思うんで、ちょっと局長と相談してやってください。

議長（奥和田好吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 先のことと逆転の速記録になるんで、読み違えたことを訂正しなかったら、後のものが先になって、先のが後になってるというふうに私は思うんですが、その点いかがですか。議長（奥和田好吉君） お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

〔巴里英一君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） いや、それだったらね、今議長が判断されて、それだったら速記録をもう一度確認してやらなかったら、速記録の形が変わりますよ。議長がおっしゃってるとおりなら僕は異議を申しませんけど、そうでないならいいんですが、そうであった場合は訂正しなかったら、訂正という言葉が聞こえてませんので、皆さんにお聞きいただいても結構ですが、その点いかがなんですかね。そうでないと、議長、おかしな議会運営になっていくので。

議長（奥和田好吉君） 合うてるやろ。

22番（巴里英一君） いや、合うてるかどうかを確認してくださいよ、速記録をちょっと。私はそう思うんですよ。皆さんは別に。皆さんはそういうふうに感じているんですよ。

議長（奥和田好吉君） 次に、日程第4、議案第2号 土地改良事業の計画の概要についてを議題といたします。

〔真砂 満君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 巴里議員さんの方から議事進行ということで指摘を受けた項目について、一定の議長の見解を述べられて先に進むんでしたらそれはそれでいいというふうに思うんですけども、それを無視するような形で先に進められると、巴里さんの議事進行は一体何やねんということになるのかというふうに思いますから、議長の進め方に問題がないとすれば、問題がないということを確認してから先に進められた方がいいという

ふうに思いますので、その点ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ただいま私が読み上げた、ちょっと詰まりましたけども、流れのとおり間違いないと判断しております。

次に、日程第4、議案第2号 土地改良事業の計画の概要についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 今、示されたのですが、この土地改良事業の施行で総額は6,600万ということですが、この辺もう少し、今の農業の置かれた状況に対して、こういうため池の整備事業が、泉南市はため池が大変たくさんあって進められとるんですが、この辺の事業効果とか、そういうことも含めて少し説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 2点ほど正確に申し上げたいと思います。

この事業は、用排水路の整備事業でございます。それと、総事業費が6,565万円でございます。

それと、事業効果ということでございますが、今回の用排水路の改修工事の土地改良事業につきましては、タブサ池の用排水路、これを受けて樫井川に排水をするのを主目的とする事業でございまして、農用地への用水、6ヘクタール受益面積がございしますが、これのことはもとより、いわゆる治水対策としての意味も含めた公共的な事業でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） ため池の整備ということでちょっと間違いましたが、用排水路の工事ということで、その事業効果とか、今の農業が置かれている問題との関係で、説明しにくいと思いますが、これからこういう公共事業については、やはりきちっとした事業効果がどうだということの中で議論をしていかないと、公共事業がどんどん膨れ上がっていくということになって、すべての公共事

業にそういう評価、効果ということをきちっと設定して、そして事業が終わればその達成率はどうかというようなことを手法にしていかないと、これは特に年度をまたがる事業でありますからね、今ここで我々が承認をしてしまいますと、それはもう自動的に14年度まで行くわけですから、投資に比べてこの事業の効果的な面も少し御説明をしていただきたいと思いますのですが、できればしていただきたいし、もしこれが用意しておらないのであれば、今後こういう問題についてやはりそういう視点で議会にも御説明いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 事業効果につきましては、これは直接的な事業効果と、また付随した間接的な事業効果がございまして、直接的な事業効果といたしましては、タブサ池の用水を利用して農業を営んでおる兔田地域の約6ヘクタールの直接的な受水田がございまして、それと、間接的には、一たん樫井川に落として、それからまた井堰から受水をして下流の部分の農地を潤すという、この事業もございまして。

それと、タブサ池の下流と申しますか、下の方に兔田の集落がございまして、この池が決壊するということになれば直接的には兔田の集落が大変な被害をこうむるということもございまして、早く排水を、要らなくなった水は樫井川に落とさなければならぬということもございまして、スムーズに排水できるように今回の事業を施行するというところでございまして。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———和気君。

19番（和気 豊君） 既に壁面が崩壊しているということで、待たなして事業を進めていかなければならない、こういうことはよくわかるんですが、ただ土地改良法という手法を適用された、そのことについてのいわゆる考え方ですね。

土地改良事業で、私の記憶ですが、過去堀河のダムですね、あれの改修、それから新家大池、それから男里の双子池、こういう非常に長期にわたって事業計画が続いていく、こういう事業についてこういう手法をおとりになったと。改良区を設

定して、長期にわたって受益者も参加していただいて進めなければならないような、こういう事業についてこういう手法をとってこられたというふうに思うんですが、今回非常に期間も短い、そして額も少ないと、こういう事業の手法をおとりになったその辺のメリットというのは何か特別にあるのか。

例えば、総事業費が6,565万と、こういう額ですが、最近市の農業関連費用というのがどんどん減ってきてる中で、この額は非常に大きいと思うんですが、この辺の例えば補助額はどれぐらいになるのか、市の持ち出しはどうなるのか、そういう点もお示しをいただきたい。

それから、受益面積がかなり狭小だというふうに思うんですね。例えば、新家大池なんかの場合には85ヘクタールの受益田があったと、こういうふうに記憶しておるんですが、その辺ですね。

それと、6,565万の全長306メートルなんです、その辺の積算の根拠等についてもお示しをいただきたい。これは知事と協議する上で議会の決定を事前にとる、こういうことですから、この事業の概要、これは極めて大事だろうというふうに思いますので、その点もお示しをいただきたい。

それから、湧水の発生と、こういうふうにあるんですが、この湧水の発生の原因ですね。ちょっとわかっておればお示しをいただきたいというふうに思うんです。ここに原因があるわけですからね。湧水の発生から倒壊したということですから、その湧水の発生した原因ですね。単なるわき水なのか、あるいはもう丸6年近くなるわけですが、震災等の影響なんかもあるのかどうか、いろいろ考えられると思うんですが、その辺は把握しておられればお示しをいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

それから、先ほどのやりとりの中であつたわけですが、いわゆるこの事業効果、兎田の村に浸水を起こす可能性も非常にあるんだと、こういうことがいわば広義の事業効果なんだと、それを防ぐためのね。そういうことも言われた。

私は、農業に力を入れるということは大いに賛成なんです、これは市長にも御答弁をいただき

たいと思うんですが、今農業に力を入れていく上で最も大事なのが外国農作物の輸入攻勢に対応すると、こういうことが大事で、今ちょうど農水省がこの点では重い腰を上げたところなんですね。この機を逸せずに、これだけの事業投資もやって農業については将来を期していこうと、こういうお考えなんです、その辺で今チャンスを逸せず、議会では395の自治体の議会がこの攻勢に何とかせえと、こういうことで国に物を言っているわけです。行政レベルでも、やっぱり泉南市は特に大阪府下でも非常に数少ない農業圏ですから、そういう点では阪南9市も巻き込んで、ひとつ市が率先してこの機に物を言っていく。農水省は本当に頑張って大蔵省や通産省に物を言ってるんですよ。

こういう大事な時期ですから、そういう点でこの機を逸する——今ほんとにそういう点では大切な時期だと、こういうことで、そういう点でこの事業はこの事業として大きな意義があるというふうに思うんですが、これだけのことをやれるんならば、同時に今の農業の現状に対して遅滞なく1つの取り組みをやられると、こういうことも大事ではないかというふうに思うんですが、あわせてお聞かせをいただきます。

議長（奥和田好吉君） 向井農林水産課長。

事業部次長兼農林水産課長（向井清泰君） この事業は、平成7年に地元区からこの用排水路の改修ということで要望が出されております。そして、8年度に事業のための基本設計が行われましたけれども、またその中で堂之池の方が非常に危険な状態にあったということで、かなり期間が延びております。

そして、今回やっとこれができるような状況になったわけでございますけれども、市町村が行おうとする土地改良事業については、知事の認可を得なければならないということがありました。そして、今土地改良法が一部改正されまして、申請するための協議のために議決が必要ということになっております。

そして、この水路につきましては昭和28年に完成しまして、今47年が経過しております。そして、その中で湧水の発生ということもありまし

て、湧水というのは水路の底、それから側壁の目的地の部分とか、そこら辺から水が非常に漏れている状態であります。そして、水路の勾配が、その湧水という漏れの水のために土が浸食されてでこぼこになっておりまして、わき水のような状態になっております。そして、その側壁が倒れかかっているということで、突っかい棒というような状態で今現在流れております。

それから、補助の面ですけれども、国が50%、府が25%、そしてあと市が18%、地元負担が7%ということになっております。

答弁の中で質問にすべてが答えられたかどうかというのはちょっと疑問でございますけれども、今のところ以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） このタブサ池につきましては、貯水量につきましても市内で五指にも入る大きな池でございます、当然機能を有しておるわけでございます。

それと、排水路につきましては、これは昭和28年に設置をしたものでございまして、かなり老朽化をしております、この改修をしなければ危険ということもございまして、今回土地改良事業という形で取り組んでおるわけでございます。

それと、全体の農業の中でのため池の位置づけというのは、市内にも100余りのため池がございまして、この辺の気候について雨が少ないというような気候もございまして、農地に必要な公共施設という考えを持ってため池の整備に取り組んでおるわけでございます。

それと、農産物、これに対する市の考え方ということでございますけれども、前回の9月定例会におきましてもセーフガード、これに対する取り組み、国に対して積極的な働きをするということで、議会の請願も採択されましたし、市としても今回の国の動きというものを十分把握しながら、近郊農業型の農業政策を進めていきたいということで考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 議長、冒頭にいわゆる会議規則にのっとって議事を進めていきたい、それはいいんですが、今私が質問したことに対して答

弁者どうですか、議長がお聞きになって。これで2回のやりとりでできますか。（巴里英一君「そんなこと言ったら切りがない」と呼ぶ）いやいや、切りがないんじゃないかと、我々だけに質問回数を要請するのではなくて、ちゃんと理事者側にも的確な答弁をするように事前にきっちり話をしておいていただかないと、審議権がある我々には議論を制約させて、それで十分質問に答えない。これではやっぱり問題があると違いますか。

議長（奥和田好吉君） それは質疑の回数に入れてよろしいか。

理事者に申し上げます。質問者の質問をよく把握して、答弁は的確にお願いしたいと思います。

〔和気 豊君「再度抜けてるやつ答弁さしてください」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、土地改良事業としてこの手法をなぜとったかということでございますけれども、これは明らかに国費補助事業で採択される、また府の補助もいただけるということで、地元からの強い要望がございましたので、土地改良事業の手法をとったわけでございます。

それと、湧水の原因といいますが、この水路につきましても、ちょっと山の名前はわからないわけなんですけれども、山すそをぐるっと回るような形で樫井川に落ちるという水路でございますので、当然山に降った雨が下の方に流れて、水路のところをわいたというのが原因ではないかというふうに思っております。

〔和気 豊君「議事進行、議長」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 議事進行です。まだ抜けておりますので、答弁してください。

議長（奥和田好吉君） 理事者は答弁を的確にお願いします。質問者が何を質問しているのかよく把握していただきたいと思っております。きちっと何を言われているのか、わかってますか。山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） セーフガードに対する市の考え方は述べたわけでございますけど、泉南市といたしましても政府の動き、これについては十分に把握していきたいというふうに先ほど申し

上げましたので、これからもほかの自治体の流れも見ながら取り組んでいきたいということでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私、中身を言ってもよかったんですが、議事進行ですから、中身を言わずと論議になりますからね。

それと、質問者でも議事進行できるんですから、これは会議規則にちゃんと明確になってるわけです。だから私、中身についてはあえて言わなかったんです。（巴里英一君「言うてるやないか」と呼ぶ）いやいや、今度は僕は議事進行と違うがな。ちゃんと通常の質問でやってるわけやから。

議長（奥和田好吉君） 御注意申し上げます。横でやりとりしないように。発言のあるときは挙手してお願いします。

19番（和気 豊君） はい、わかりました。また後でやります。

それで、私はこの6,500万、市の今の財政の点からいって、農業にかかる費用については私はやぶさかではない、大いに農業振興のためにはお金を使ってくださいと。しかし、6,500万という額は大きいですねと、2年間ですから。その辺で306メートル水路延長、これの積算の根拠をお示ししてくださいと、これも聞いたんです。こうやって2つ抜けてるんですよ、重要な観点が。

ですから、その辺は、私は議事進行であえて抜けてる点については補足して言ってくださいと、こういうふうにできるだけ議長の立場を尊重した上でそういうやり方をしているわけですから、その辺、議長、御配慮いただいで的確に議事を進めて、できれば抜けてる点については具体的に指摘をして前へお進めいただくように、これからもお願いをしたいなと、こういうふうに思うんです。

それでは、あとの抜けてる点、答えてください。

議長（奥和田好吉君） 向井農林水産課長。

事業部次長兼農林水産課長（向井清泰君） 事業の積算の根拠というんですか、概算でございますけれども、まず測量設計として350万、それから土工として2,350万、それから水路工事2,850万、仮設道路工事として950万、それから事務費が65万でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 通常、こんな短期で規模が小さい——長期化していわゆる大きな事業になる場合にはこういう手法をよくとられると。地元にも一定の負担を仰がなければならないわけですから——7%の負担でしょう。そういうことですから、できるだけ長期に継続性があるって、地元負担がいわゆる長年度にわたるようにこういう手法をとるのが普通なんです、これはいえばこれだけのあれですから、例えばこれは農振地域でしょう、農用地指定を受けてる地域でしょう、兔田というのは。農業圏ですから、泉南市でいえば。それじゃ大阪府の、国の国庫補助事業なんかもいろいろあるというふうに思うんですよ。市街地やったらさにあらず、調整区域で農用地指定、農振地域であれば当然いろんな手法があるんですが、なかなかこの手法をとられた、そのことについてはちょっとよく理解できない。

それから、先ほど湧水の説明をされたんですが、何か湧水の発生からいうと、外的な、外から湧水が出てきて、それによって側壁が崩壊したというふうに見えるんですが、今のお話では28年に建設されて、いわゆる老朽化してきて、川床が崩壊してきた、側壁と川床の継ぎ目が傷んできた。それやったらこれ、老朽化から生じるとか、そういう表現の方がいいんじゃないか。湧水の発生からいって、そこからわき水が出てきて、それによって影響を受けたんだというふうな意味でとられますから、この辺の表現ももうちょっとうまく工夫して、質問が的確にできるように、しょうもない質問が2回も3回にもわたらないように、これはもうちょっと理事者側では表現を的確にしたいなと、こういうふうに思います。

こういう点もありますから、議長、会議規則、これを遵守してほしいという意見もわかりますが、そういうところもあるからいわゆる激変緩和措置、急にやるんじゃなくて、いろいろなれをつくりながら徐々におやりになると、こういうことも大事だろうと、こういうふうに思っておりますから、その辺はよろしくお進めをしたい。（発言する者あり）後で物を言うたらええよ、質問で言うたら

ええ。(巴里英一君「いや、質問と違うよ」と呼ぶ)そしたら議事進行で言うたらええよ。

そういうことで答弁さしてください。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 巴里君。

22番(巴里英一君) 先ほど開会直後、議長から会議規則にのっとって運営するということでありましたので、こういう演説的な質疑が果たしていいのかどうかの判断を願いたいと。

会議規則というのは当然2回でありますから、それに基づくといったら、それなりの一定の表現をしなかったら、これは何のための議長からの発言か私たちは理解できない。それやったらそれできちんと会議規則を変更するということまで考えなかったら、こういう形で質疑していったら、全部そういう形になっていくと、本来の趣旨であるところの議案審議が逆の方向に行くのと違うか。やっぱりそれなりの制限を加えなかったら本会議場の意味がなくなるし、それはそれなりの立場の中で審議すればいい内容であって、本会議における質疑の内容とは僕は若干異なってくるというふうに感じますが、その点の議事運営をお願いしたいなと思います。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 小山君。

3番(小山広明君) 今、会議規則についての議事進行の御意見があったんですが、私も今会議規則を開いて見るとこんなんですが、必ずしも2回ということに限定しとるわけじゃなしに、読んでいただければわかりますように、特に議長の許可を得たときはこの限りでないということで、この趣旨が入っておるのは、やっぱり質疑の内容がちゃんと深まって明らかになるということが1つ前提にあって2回にして、その質疑の内容の中で議論がきちっと深まらなければ、議長はそこは責任持とるわけですから、議長がその許可をして運営していくという、これは当たり前のことであって、別に2回というのは固定的にするわけじゃない。やっぱり中身としては議論がちゃんと深まるという、そして市民の負託にこたえるというのが当たり前のことなんで、今の議長の進め方というのは別に問題はないし、それは粛々とやっていた

だきたいと思いますよ。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 巴里君。

22番(巴里英一君) そういうことであれば、我々は会議規則のお互いに議会で決定したことに對して、議長が先ほど申し上げたことと矛盾してくる。何回でもいい、議長が許せばすべてがいいということになっていくと、議長の運営手腕にかかわってくるからね。(小山広明君「あんたも議長のときにはやっとなやないか、それは」と呼ぶ)余計なこと言うな、あんた。あんたが余計なこと言うこと要らん。私が言うてるときはね。

だから、その点は議長、やっぱり議会における手腕でありますので、議長が何回も許すというのであれば私は別に言いません。これから私もそのかわり10回、20回やっていくということはありませんから、それやったら。それでよろしいんですしたら、議長の運営で片つけていただいたら結構です。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 小山君。

3番(小山広明君) いや、そういうことじゃないでしょう、それは。幾らでも何回でもやれるということが原則じゃなしに、質疑の中身が深まって明らかになると。そして、最後の採決に供することができるというように持っていくのが当たり前のことじゃないですか。

それは従来の今までの議長も、こういう会議規則がありながら、ちゃんとそういうことをして採配をしてきたんじゃないですか。それを何でこの奥和田議長になったら2回だけを取り上げてそう言うんですか。ちゃんとそれは今までの議長も従来やってきた。それはみずからやってきたことを否定することになるんじゃないですか、それは。何十回もやるなんてことを言っとるんじゃないですよ。必要があれば議長はそこを判断すると。判断に入っとるんじゃないですか。だから、そんな不毛な議論はやめて、やっぱりちゃんと会議規則の本質に立ってやってくださいよ。

議長(奥和田好吉君) 申し上げます。会議規則にのっとって行るのが大原則ではありますが、この問題については継続審議になっております。した

がって、私は中身によるものと思います。議長の判断で中身について、これはどうしてもちょっと余裕が必要だと思えば、議長の判断で行います。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） いつ、先ほど議長が言っていましたような継続審議というような問題が議会運営委員会で出ましたか。そんなこと出てませんよ。出てないし……。

議長（奥和田好吉君） 議運で出ておりました。

22番（巴里英一君） いや、出てませんよ。私は議運ですからね。やりますということじゃないですよ。これはそれなりの機関での話はあったとしても、議会運営委員会でそんな話が出たという覚えは、私は議論した覚えはないです。もしか記憶違いだったらお許し願いたいと思いますけども。

議会の運営というのは議長の職権にかかわることですから、余りすべてをやっていくんだということになっていくと、彼がやったやないかという問題がまた出てきて、議会の中で議長の運営がやりにくいんじゃないですかということを申し上げて、議長はできたら、先ほど申し上げたように会議規則にのっとってということをおっしゃったわけです。ならそれなりの判断をいただいて、質疑者に対しての注意を促すなり、まとめ方なりを議長から申し上げるということが本来の筋だということをおしは申し上げてるので、議長がそれを言っていなかったら私は何も言いませんが、先ほど開会冒頭近くに言いましたから議事進行で申し上げてるわけで、そういうことを御理解いただきたいと思ひます。

〔南 良徳君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 南君。

14番（南 良徳君） ただいま議案審議中でございますし、議事進行がいろいろ出ておりますが、休憩をして一定整理をしていただいた方がいいと思ひますので、休憩を求めます。

〔成田政彦君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 議長が先ほど言われたことを通したらいいんじゃないですか。先ほど議長は言ったでしょう、小山さんの意見に対して。議

長の裁量によって議会は進めるものだと。継続審議中であるとはっきり言ったでしょう。自信を持って進めなさいよ、こんなこと。一々議事進行で2回と、そういうことはないでしょう。ちゃんと議会内は議長が裁量を持ってやるとはっきり書いてあるんですよ、これ。議長の判断で……。違いますか。何を言うてるんですか。

議長（奥和田好吉君） 会議を続行します。

和気君。

19番（和気 豊君） 私の質問にまだ答えられてませんので、答弁を求めます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 和気議員の最後の御質問、2点ございました。お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、2年間で6,000万余りの事業をすると、これは性急ではないかなという御質問でございましたが、これについては地元との協議の上で2年間という形で決めたわけでございます。他のため池については、10年以上かかるということもございしますが、今回水路というのは事業効果から考えて短期間であるのが当然だと私どもも思っておりますので、地元との協議の上で2年間という期間を決めて取り組んでいくということでございます。

それと、表現のことでございますけども、短い文章でございますので、事業のこれには的確な表現をこれから心掛けたいというふうに思っております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 樫井川周辺で生活をしているものですから、1点だけお尋ねをします。

このため池の部分の余った用水は樫井川に放流すると、こういうことですが、これはたくさんの方の量ではないと思うんですけども、雨量が多い場合と少ない場合と変化があると思うんですが、どういうことなのか、具体的に御答弁をいただきたい。どれくらいなものが樫井川に放流されるのかですね。これが1点です。

それと、地図を添付してもらってるんですけど

も、この9ページの黒線の部分と、それから水路工と書いてあるんですが、この排水はどっちの方からどう流れるんですかな。9ページの地図についての御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 向井農林水産課長。

事業部次長兼農林水産課長（向井清泰君） 榎井川への放流量ということでございますけれども、その量につきましては、天候の都合とかそれによってかなり差が出てくると思います。このタブサ池については貯水量が2万5,000立米ということでございます。ただ、天候によりましてその放流量には違いが出てきますので、一概には申し上げることはできません。

それから、この議案の中での地図ですけれども、9ページでございます。左の方にタブサ池ということで池が書かれております。それを右側の方の榎井川への放流ということでございます。

それから、この放流する長さなんですけれども、306メートルで、2年間で下流側の榎井川で140メートル、それから14年度については166メートル、タブサ池の方面へ事業を施行するというところでございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） その放流する水の量、これが少な過ぎて計算できないのかですね。大体、榎井川に放流しなきゃならない場合は、そういう予測も全然原課の方ではわからないわけですか。わからなかったらわからないで結構ですけども、今申し上げましたように私たちもあの周辺に住んでるわけですから、説明責任もありますから、できればまた後でも結構ですから検討していただけますか。お願いしときます。意見にかえておきます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第3号 中央省庁等改革関係法施行法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第3号、中央省庁等改革関係法施行法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

11ページでございます。本条例は、中央省庁の再編成を目的とした中央省庁等改革関係法施行法等が平成13年1月6日に施行され、中央省庁の編成に大幅な変更が加えられることに伴い、本市現行条例中において名称が変更される大臣名等を引用している10条例について必要な改正を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。改正内容の概要といたしましては、本条例中第1条から第5条までの5条例につきましては、大臣名を引用している部分について、また第6条から第10条までの5条例につきましては、府・省令名を引用している部分につきまして、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第4号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の15ページでございます。平成12年11月30日に健康保険法等の一部改正案が国会において可決成立いたしました。この中で、老人保健法の一部を改正する法律、平成13年1月1日施行予定でございますが、これが制定されたことによりまして、定率1割負担の導入、薬剤別途負担の廃止等一部負担金に関する規定が改められましたことに伴い、現行の泉南市老人医療費の助成に関する条例の中で、一部負担金に関する規定を読みかえて引用している部分について改正する必要が生じたので、本条例を提案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———上山君。

10番（上山 忠君） これは定率負担になるわけですけども、1つの診療所にかかった場合は、定率、定額の場合もそれぞれの負担分がわかるんですけども、複数の診療所に通ってる場合のその負担というんですか、1診療所で3,000円なのか、複数診療所に通っておられたときの診療費が合算されてやられるんか、その辺のところをちょっとお願いします。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 70歳以上の方の老人の一部負担の関係でございま

すけれども、この分につきましては、我々が思っていますのは、1診療所につき今回の負担金がかかっていくというふうに理解しております。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） ということは、複数の診療所にかかっている場合は、1診療所でマックス3,000円という形になっておるんであれば、それが3つの診療所に通っておるとすると9,000円という理解でよろしいわけですか。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） そのように理解しております。といいますのは、例えば1つの診療所で内科を標榜している診療所もあります。それとまた別に、外科を標榜されている診療所もあります。そういった場合には当然内科、外科という2つの科目について通院するという形になりますので、やはり負担金についてはその両方の診療所の方に一部負担金を払っていくと、このように理解しております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———島原君。

16番（島原正嗣君） 先ほどの質問者と私どもの会派の上山議員さんとの関連でお尋ねをしておきたいと思いますが、これはもっと具体的に説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、定率1割負担ということですわね、自己の場合は、結局、70歳以上の方に先般参議院を通過して来年の1月1日から適用すると、こういう老人保健の助成に関する条例だと思うんですが、そういう認識でよろしいか。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回お願いしております泉南市の老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましてはあくまでも65歳から69歳までの老人の方に対する医療費の助成ということになっております。そして、70歳以上の方の医療費の改正につきましては老人保健法が適用ということになりまして、今回お願いしてる分につきましては、あくまでも65歳から69歳、要するに府補助制度に乗った方の分の条例の改正でございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 70歳以上の高齢者、老人の関係の医療費の改正は、いつから本市の場合は考えておられるんですか。1月1日からでしょう。その場合は、今言った70歳以上の改正による医療保険の関係は、泉南市とは直接関係ないわけですか。もう国だけの増減と、こういうことだけの認識でよろしいんですか。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回改正されました老人保健法の改正、この施行日につきましては来年の1月1日からということになります。そして、その分につきまして70歳以上の方については、その1月1日以降一部負担金の額が変更になる、改正されるということになっております。

そして、65歳から69歳の老人の方々につきましても、この老人保健法の一部負担金が準用されてるといいますか、それを導入されておりますので、その分につきましても1月1日から老人保健法に沿った一部負担金が取られると、こういうふうになります。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 僕の申し上げたいのは、例えば70歳以上の方々は1割負担と医療費が上がるわけですね。こういう場合、泉南市にもたくさん70歳以上の方がいらっしゃると思うんです。やっぱり政令なり国で決まったことの具体的なPRをきちっとしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

例えば、70歳以上の場合の改正を見ますと、病床数によって大きい病院と小規模の病院によってのいろいろな負担の違いというものがあるように思うんですが、ここらあたりの認識なり、70歳以上の高齢者に対するこういう医療費の取り扱い、この問題も1月1日というようなことを言ってるんですけども、そういう準備は既になされて、70歳以上の対応についてはアピールされてるのかどうか、御答弁をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。的確に答弁してくださいよ。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 老人、要するに70歳以上の一部負担金等の改正の周知につきましては、実は昨日市の方にそういうPR用ポスターなんか配布されております。そして、その分について、本庁も当然ですけども、あと保健センターでありますとか、まずそういった市の公共施設の方にそれを張りまして、そして一般市民の方々にはそのPRをしたいと、このように考えております。

それとあと、我々期待するところとしましては、当然この分につきましては問題が相当大きいということもありまして、新聞報道等に相当大きく報道されたと。そしてまた、テレビ等でも報道されておりますので、その辺である程度市民の方々には周知されているのではないかなと、そのように理解しております。

そしてあと、ポスターとかそういう分でもまたPR、また広報なんかもし考えられるのであれば、その辺で周知の方をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 私もこの担当の委員会に入って一定の説明を受けました。こういう問題は、ほんとに何ば聞いてもわからないというのが率直な実感なんです。これは助役が初めに議案説明して、質疑がなかったらこのままで採決していくわけでしょう。こんなことで一般市民の負担がふえるような問題、全部一般市民に影響あるんですが、こんなことで一体これ、一般市民にわかるんですかね。私もこれ、わからないですよ、はっきりね。

要するに定額から定率になったと、こういうことで新聞では報道されておりますし、新聞にもかなり詳しく書いてますよ。しかし、末端の自治体、市民に直結した自治体というのは、議案説明については、もっと初めての市民、また老人が聞いてもわかる説明をして、そして審議しなかったら、市民の理解なんて得られないんじゃないですか。

そういう議案説明のあり方について、助役、新しい視点でここにお座りになっていらっしゃるん

ですけども、あなたが先ほどそこで議案説明をして、そして議長から質疑がないですかと言われなかったら、ないわけですよ。あなた方の説明はあれで終わるとるわけですね。こんなことで一体議会の審議ができるんですか。

僕は、何回もこれまで議案の説明の仕方についてここで提案しております。質疑があるまでもう少し基本的なわかることをもっと——あなた方のその法律条文の何条にどうのというのは言うてもいいけども、それは普通の言葉で言うたらこうなんだというような親切な説明があってもいいんじゃないかと思うんですが、そういうやる気はないんですか、これ。じゃ何を我々は審議するんですか。わからんまま手を挙げとけというんですか。そうじゃないでしょう。

その点で、地方分権というのは、そういうことが私は基本的に問われとると思うんですね。本当に市民にわかる説明を自治体ですることによって、市民が一番近い自治体に理解を持って政治が関心を持たれていくと。そういうことについて、世の中は変わるとるわけですから、もう一遍行政の説明の仕方について、今後も含めてどういう見解を持つとるのか、説明していただきたいと思います。議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 小山議員の御質問にお答えを申し上げます。

できるだけ詳しく議案の説明をせよということでございまして、説明責任ということがこの間非常に言われております中にありまして、非常に重要な指摘であるというふうに考えておりますけれども、今回の議案につきましては、そういうことも含めて所管の常任委員会におかけいたしまして、十分説明をいたしておるといふふうに考えております。

この場での議案の御説明の方法につきましては、今後とも検討を加えてまいりたいというふうに考えます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 今後ということですから、本当に今後前進のある説明をしていただきたい。やはり市民は傍聴する権利もあって傍聴に来るわけです。傍聴に来て何にもわからなかったら、

二度と傍聴に来ませんよ。

そういう点で所管の委員会に説明してある——所管の委員会の説明の仕方も不十分ですよ。あなたが少なくともそこで議案を説明するにおいては、すべてちゃんと説明をした上で、その上で質疑があれば我々が質疑をするというのであれば能率的ですよ。全く何にも内容の説明のないまま、さあ質疑だ。そして我々はそういう2回とか、議長の裁量の中で審議していくわけですから、もっとそういうことをやるためにも、まずあなた方の初めの説明がきちと間違いのない説明に加えて、わかりやすい説明を本当にやってくださいよ。これは今後なかったら徹底的にその件で質疑したいと思っておりますので、どういう説明の仕方がいいのかをあなた方だけの視点で判断するのではなく、やっぱり一般市民にも声を聞きながら、市長、これはほかの議案も全部そういうことなんです、ぜひそういうことを検討していただきたい。

あなた方は心づもりでやりますと言ったって、すぐにやれる問題でないと思いますよ、この問題はね。長いそういう行政のシステムがありますから。その点は真剣に、やはり議案の説明については、わかりやすい説明をぜひしていただきたい、そのことをぜひ具体的な前進をしていただきたいと思っておりますので、市長にその辺の思い、決意をぜひ言っていて、私は終わるときはすけども。議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 以前からそういう御質問あるいは御指摘もいただいておりまして、我々も改善しなければいけないというふうには思っております。

議案書の表示の仕方としてはこうならざるを得ないと思いますが、提案理由の中でわかりにくい部分は、例えば例示というんですか、例を示してするとか、工夫をしていきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 本会議で説明をされるわけですから、私は委員会に所属しておりましたから今の説明でわかるんですが、やっぱり初めてお聞きになる皆さんにとっては、資料提示もないわ

けですし、我々は資料を提示されても委員会の中であれぐらひの質疑のやりとりになったわけですから、ほとんどこのことに質疑が集中したわけですから、その点では……。

それと、中身でいえば、例えば老人医療助成というのは一部変わっておりまして、現在66ですか7ですか、その方についてはもう一部負担は全然関係ないわけですね。一部負担制度というのは廃止されているわけですね、大阪府の一部負担は。ただ、条例改正になったときに既にもう65になっておられた方、その方については——だから今67、68、69ですか、その方にのみ限ってこの読みかえがなされると、こういうことなんでしょう。その辺の説明は一切なかったわけじゃないですか。

その辺の説明をしてあげないと、65から69、こういうことすべてじゃないでしょう。そうでしょう。現在まだ一部負担の適用を受けてる方にのみ限って、法改正を具体的に適用して負担がふえるわけでしょう。もう既に負担がふえてる方は、別に関係ないわけでしょう。例えば和歌山の人なんか関係ないわけでしょう、こんなことは。大阪府下は67から69までがまだこういう一部負担のいわゆる助成の適用を受けている、こういうことでこの読みかえが問題になるわけでしょう。そこところが抜けたら、この説明する意味がないじゃないですか。そして、その人らにとって新たな負担増になると、こういうことなんでしょう。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回の老人医療助成に関する条例につきましては、先ほど申し上げましたように大阪府の助成の分について改正がなされるということございまして、そして今御指摘になりました年齢につきましては、一部負担金の分、この助成の範囲は、あくまでも65歳から69歳の層に係る方に対する医療費の助成であると、こういうことでございます。

そして、先ほどその年齢が順次上がっていくという分につきましては、以前に老人医療費の対象者の制限がございまして、所得制限がなされまして、それでことしの4月からですか、市の方は対応しておりますけれども、その分でその所得制限に

ひっかかる人の年齢、生年月日が、その時点から生まれた人、対象になる人という形で医療費の助成の改正がされたということです。ですから、あくまでも年齢につきましては、この助成の範囲は65歳から69歳までの老人の方々であるということでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第5号 市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第5号、市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

19ページでございます。提案理由でございますが、市営住宅管理条例第4条第2項中に公営住宅法施行令第6条の規定の一部を引用しておりますところ、同施行令が改正されたことに伴い、市営住宅管理条例の改正を行う必要がありますことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に

基づき、本条例を御提案するものでございます。

改正内容でございますが、議案書21ページに記載をいたしておりますとおり、市営住宅管理条例第4条第2項中の条文におきまして、公営住宅法施行令第6条「第3項」を「第5項」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の期日より施行しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———島原君。

16番（島原正嗣君） 済みませんけど、もうちょっと具体的にお聞かせ願えませんか。条例を持ってきて調べればわかるんですけども、頭も悪いし、体も悪いし、皆ガタガタですよってに、もっと御親切に内容説明というものをやらないと、施行令第何条何項と言って、頭のいい人はその中へきちっと整理されてるでしょうけども、我々にはちょっとわかりづらい面がありますから、できればもっと御丁寧に説明をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） きちっと御説明申し上げます。

公営住宅法の施行令、これの一部改正をする政令が施行されまして、施行日は10月の1日でございますが、この6条で従来3つの項がございました。これが2項ふえまして、このふえた2項が1項と2項の間に入りました。だから、トータル的には5項になったわけでございます。

泉南市の住宅管理条例の中で、この引用しておいた第3項が2つずれましたから5項になったということでございまして、住宅管理条例そのもの内容については、全く変更のないものでございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 1項から2項の間にこれが入っていくと。6条の3項と2項とかおっしゃったですな。その間に今度2つ入るんやと、そういうことですか。だから、その具体的な内容は変わへんけども、項目そのものが2つその間に入

ったと、そういう理解でよろしいんですか。例えば、住宅の家賃が上がったとか下がったとか、そういうことではなしに項目を変更しただけと、そういうことですか。

だから、できればその項目も説明していただければありがたいんですけども。まあ項目を見ればわかることですからあれですけども、答える必要がなければそれで結構です。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 公営住宅法施行令第6条、これの項目が2つふえた趣旨ということでございますが、介護保険制度による在宅介護体制の充実と、これらを踏まえまして、常時の介護を必要とする高齢者、また身体障害者の入居の資格について、資格の要件の明確化、また手続の明確化をする施行令の項目が2つふえたわけでございます。

泉南市の住宅管理条例で引用しております第3項が、前に2つふえたために2つずれて5項になったということでございまして、市の住宅管理条例そのものの内容は全く変更ございません。その2項のふえた施行令の内容は、またお問い合わせがあれば担当課の方で御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） もう意見にかえときますけどね、担当課の方にお問い合わせがあればちゃんとさせますという話ですけども、それはそれで結構だと思うんですね。

ですから、参考的な、今どこかに資料があったと思うんですが、先ほども小山議員から御意見が出ておりましたように、小さい詳細までは要りませんけれども、一定の我々議員として認識する範囲の参考資料はぜひひとつこれから配慮してほしいな、このように思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかに。———小山君。

3番（小山広明君） 質疑のあった後にまた助役が同じ答弁を繰り返すというのは、やっぱりそれは議論を大事にしてもらいたいと思うんですよ。あなたはやっぱりわかって説明していらっしゃるわけですから、山内さんよりもあなたがちゃんと

説明をすれば済むことだね。

それから、これだけ見てもなかなかわからないというのは、やっぱり政令が改正されたわけでしょう。どういう趣旨で改正されたかということと関連するんで、泉南市としてはそれは条項の範囲を少し入れかえたということでしょうけども、やはり法律そのものが政令で変わったわけですから、その辺の変わった趣旨を——泉南市の関係ではこの部分では変わらないんでしょうけども、やはり法律が変わればそれに基づく条例の運用が変わるのは当然ですよ。そこはどういうふうになったのかということをやらないと、私はやっぱりこの説明にならないと思うんですよ。

そういうことで、この説明のあった政令の変更というのは、一体何がどう変わったのかですね。もとのところは大きく変わるとるんでしょう。内容的には、そういうことをやはりきちっと説明しないと議論にならないと私は思いますので、その辺を改めて助役の方から、助役のわかってる状況をきちっと説明を先にしてくださいよ。

そして、そのもとの法律が一体どういう趣旨で変わったのか。そういうことの中で、泉南市としてはこの部分については全く内容の変更はないけども、法律の関係ではこういうようにこれからの公営住宅というのはなるという、そういう順序立って説明をしていただく必要があるんじゃないでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 島原議員、小山議員から御指摘をいただきました市営住宅管理条例の改正の件でございますけれども、この条例のもとになっております法律は、もともと法律の第23条でございますが、これは公営住宅に対する入居資格を定めております法律でございます。その中で施行令の中にゆだねている部分がございます、その施行令が先ほど事業部長が答弁いたしましたように改正になりまして、2項挿入されたということでございます。

詳細な中身につきましては、事務担当の方から御答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 先ほど助役の方からも答弁がございましたように、基本的には公営住宅法の23条に基づきまして、今回条例改正をさせていただくということでございます。

その条文につきましては、先ほどから公営住宅法施行令の件で部長からも答弁がございましたけれども、公営住宅法の中に、条文としましては障害者とか入居者50歳以上、同居者50歳以上、そして18歳未満の方につきましてはの入居の資格要件というのがございまして、その中でこの額の制定につきましては、施行令に基づいて、その以下で事業主体が条例で定めなさいということになっておりまして、それを引用しているという関係上、今回の管理条例の改正ということになりました。

この障害者、入居者につきましては、通常でしたら入居資格の収入基準の要件としましては月収が20万以下なんですけれども、障害者とか入居者の方々につきましては、緩和措置というんですか、ある程度緩やかな基準としまして26万8,000円までを認めましょうと。それを条例化でそのまま引用しているということで、今回の条例の改正ということでございます。

もう1点、激甚災害、大きな災害のときにつきましても、要するに住宅を滅失したという状況下におきましては一定の配慮をしようじゃないかという中で、26万8,000円の月収基準を設けておりまして、それに基づいて管理条例の方も施行しておりますので、その部分についての新たな施行令での条文がございましたので、今回の管理条例の改正ということになった次第でございます。

ただ、今回の改正の中身につきましては、先ほどから御答弁申し上げてますように、中身は一切変わっておりませんので、その点御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、条例と施行令とか法との関係の読みかえは変わっておらないんでしょうけども、法律とか施行令が変わったわけですから、今までと同じ読みかえの中で法律も変わるとるわけですから、いわゆる条例はそのことによ

って変わったんじゃないですか。ただ、読みかえが何条という、その何条の方が変わったわけでしょう、今の説明からいえば。

そういう点では、やはり単なる条文の読みかえ部分は出してきておりますけども、その法と施行令と条例との関係のもとが変わったわけですから、当然それは条例に影響を受けるわけじゃないですか。

そういう疑問を今の説明から受けるから、全く変わりがないんだといったって、法律と施行令が変わるとるわけですから、そこに基づいて条例を運用しとるわけでしょう。そういう疑問が残りますよ。私も今聞いただけではそういう疑問が残ったまま——これ以上は質問をしませんけど、やはりそういう法律が変わったことによって、条例による運用の内容がどう変わったのかということの説明がないと私は理解できない。

法律なり条例が変わったわけでしょう。今の言う、これは明らかに変わったわけでしょう。20万までが26万8,000円という、そういう配慮がなされた。今の説明であればそうだから、そういうような大もとのところをちゃんと説明した上で、変わってないのは読みかえだけで、その部分は変わらないけども、ほかのところも全部読みかえとるでしょう、条例というのは、令の何条とか法の何条を全部引用しとるじゃないですか。そっちが変わったら、こっちの内容が変わるじゃないですか。やはりそういうことを説明せないかないじゃないですか。

変わってないんだったら具体的に何がどう変わってないのかとか、何が変わったのかね。法律のあれが変わったけども、変わらないということであれば、それはどうして変わらないのか、そこをちゃんと説明しなかつたらわからないですよ、これ。だから初めからそれを言っとるんでね。内容においても全く変わってないという理解でいいのかな、内容においても全然。意味がようわからんけど、それだけ最後に答えて。

今後はそういう疑問があるからね、法律と条例との関係は全部そういう関係があるから、向こうが変わったということは、それに基づいて全部条例をつくり上げとるんですから。そういうふうに

思うので、最後それだけ答弁していただいたら、そこで判断します。

議長（奥和田好吉君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 先ほども答弁させていただきましたように、公営住宅の管理条例ですね、これの中身につきましては一切変わらないんですよ。ただ、公営住宅法の施行令におきまして、今まで3項しかなかったんです。それで、その3項の中に2つの項が追加されました関係上……（小山広明君「何が追加されたのか、そこを言わなわからんがな」と呼ぶ）それは介護保険の導入に伴いまして、その入居の資格要件とか認定の方法とか、その辺が追加になってきたんです。

ただ、今回の管理条例の施行部分につきましては、改正前の内容と一切相違はございません。ただ、項がふえましたので、それが順繰りというんですかね、その項の改正をしなければ法との整合性がなくなってきますので、その点だけの改正ということで御提案させていただいている次第です。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 法令の令の方、政令の方が新たに2項つけ加わったわけでしょう。そしてら改正ですがな。改正されてないということは……。従来の条項は変わってなくても、新たに挿入されたから、法令全体としては、政令全体としてはやっぱり変わってるわけでしょう。

そして、先ほど言われた26万8,000円何がしですか、これは泉南市の条例では第4条というのは入居にかかわっての収入基準をあらわしてるわけでしょう。収入基準でしょう。それが従来は20万だったのが26万8,000円になったと、こういうことなんでしょう。それは緩和措置なんですか、有利になったんですか、入所する人が。収入が多くても入れるということになったんですか。

いわゆる第1種、第2種の場合には、公営住宅の場合には収入基準があって、収入をオーバーしたら入れないでしょう。それが収入が多くなっても入れると、26万8,000円までは認めてやろうと、こういうことなんですか。そして、その

対象は実際介護保険で認定をされている方と、こういうことになるんですか。

その辺のところをやっぱり中身をちょっとわかるように具体的に説明してくれないと、もう条文はよろしいわ、条文の解釈は、中身を言ってください、中身を。

議長（奥和田好吉君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 先ほどから答弁させていただいてますように、収入基準につきましては26万8,000円、これは障害者とか高齢者の方とか低年齢層ですね。この方の収入基準につきましては、今回の公営住宅法の施行令の改正以前から——これは今回の改正部分と違うんです、収入基準と。これは従前どおりの法がそのまま継続しているということでございます。

それで、2項での先ほど私が申しました激甚災害というんですか、その場合についての一定の収入基準は、通常でしたら一般の世帯でしたら20万なんですよ。それをそういう状況下に置かれた方々につきましては、一定の収入基準を緩やかにしようじゃないかという趣旨で、公営住宅法の23条が施行されてるということでございます。

そして、今回の管理条例の改正につきましては、先ほどから御答弁させていただいてますけれども、公営住宅法の施行令の6条が今まででしたら3項まででした。その3項に該当する部分が管理条例で一応明記されておるということでございます。それで、新たに2項が、介護保険の施行令というんですか、その制定に伴いまして、今まででしたら一定の事業主体の判断で障害者の方とかいろんな介護を必要とする方々につきましても、入居する資格に当たりましては、事業主体の判断というのが大きくウエートを占めてましたけれども、今回の介護保険の導入に伴いまして、一定の第三者機関的なところで一たん審査していただいて、その基準に合致するということの判断を得た中で公営住宅にも入居していただくという意味合いで、公営住宅の施行令が改正になったということでございますので、今回の管理条例の改正につきましては、その辺が全く施行令の改正に伴ってどうのこうのじゃなしに、従前からの基準がそのまま今回の条例にもそのとおりということでございます。

ただ、項の項目がふえましたので、その項の改正に伴う部分だけですので、ちょっと複雑なあれなんですけども、中身につきましては一切変更はございません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 追加項目が2項新たに加わったと、国の政令の改正に伴ってね。そういうことでしょうか。そして、2項加わった中身というのは、1つは収入基準が緩和されるいわゆる社会的弱者の層ができた。社会的弱者の層に収入基準が緩和された、ということでもないんですか。違うの。ようわかれへんな。そしたら、この条例改正は、弱者にとって有利になったのかどうか、その点だけ1つ聞かしてください。

議長（奥和田好吉君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 今回の条例改正につきましては、以前と——以前というのは改正前の条文の中身と今回の条文の中身は一緒なんですよ。同一なんですよ。今回改正されたからということで入居者にある程度メリッ的なものがあるかということにつきましては、一切ございません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっとまたようわからんようになったんですが、加わった2つ、追加項目が加わったんでしょう。それで、その追加項目は従来あったものが表現が変わっただけなんですか。従来なかったやつが新たに加わったんでしょう。そしたら新たに加わった中身というのは……。しかし、それは変わらないということになれば

新たに2つ加わったわけでしょう。それで、それは収入基準が26万8,000円というふうに、ちょっと所得が多くても、収入が多くても弱者に限っては入れるようになった、ということでは先ほど理解しようとしたんですが、そうでもないんですか。さっきのやりとりをずうっと聞いて、私は私なりにそういうふうに理解してるんですが、多くの皆さんもそうじゃないかなと思うんです。それで介護保険のいわゆる第三者機関で介護認定された方については、住宅入居については少し門

戸が開かれた、緩和された、こういう2つのことが追加項目として加わったというふうに理解したんですが、これは私が曲解して理解していることなんでしょうか。ちょっとその辺、もう一回教えてください。

議長（奥和田好吉君） 理事者側に申し上げます。そう難しい質問ではないので、もうちょっとわかりやすく答弁願います。理事者側の答弁によってまた長くなったり短くなったりしますので、理事者側がその点はわきまえながら、ピシッと的確な答弁をお願いします。山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 泉南市の住宅管理条例で引用しておりますのは、公営住宅法施行令第6条の3項、これを引用しておるわけでございまして、3項そのものは政令が変わっておらないわけでございます。その説明は、先ほど伊藤課長が申しあげました内容でございます。そのものは変わっておりませんので、住宅管理条例の内容も変わらないわけでございます。

ただ、公営住宅法施行令第6条の加わった2項目につきましては、これは当然政令の改正でございますから、政令そのものの内容は変わっております。ただ、この部分については、泉南市の住宅管理条例の中では引用しておりませんので、全く影響がないということでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時 3分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第6号 平成12年度大

阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

平成12年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

補正の内容でございますが、議案書の23ページをお願いいたします。歳入歳出にそれぞれ4億1,965万円を追加し、歳入歳出の合計を216億8,184万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。34ページをお願い申し上げます。議会費から始まり各項目ごとに人件費の補正をいたしておりますが、これは職員給与の2%減額及び人事異動等に伴います補正でございます。

次の35ページの人事管理費の職員手当等のうち退職手当2億5,548万2,000円でございますが、これは定年前早期退職予定者など11人分に対する退職手当でございます。

次に、38ページをお開き願います。徴収費の報償費425万4,000円でございますが、これは市税の納期前納付者が当初見込みよりふえましたことにより、前納報奨金の補正を行うものでございます。

次に、42ページをお開き願います。老人保健費の繰出金4,247万5,000円でございますが、これは老人保健に係ります治療費が当初見込みよりふえましたため、一般会計から繰り出しを行うものでございます。

次に、43ページの知的障害者福祉費の扶助費1,397万9,000円でございますが、これは知

的障害者の施設入所者が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものでございます。

次に、44ページの下段から45ページにかけての保育所費の賃金1,125万6,000円でございますが、これは保育所の入所児童が当初見込みよりふえましたことに伴いましてアルバイト賃金に不足が生じたため、その経費を補正するものでございます。

次に、48ページ下段の上水道費の投資及び出資金2,500万円でございますが、これは上水道事業の経営基盤の強化、資本費負担の軽減を図るため、一般会計から出資を行うものでございます。

次に、53ページ下段から54ページ上段にかけて学校施設整備費の工事請負費6,000万円、並びにその下段の備品購入費2,400万円でございますが、これは学習指導要領の改訂で平成14年度までに小学校にコンピューターの整備が必要となるため、前年度に引き続きまして今年度におきましても4校分についての整備工事費及びコンピューター購入経費を補正するものでございます。

次に、同ページの教育振興費の扶助費1,047万4,000円でございますが、これは経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に給付しております就学援助費の対象者が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものでございます。

次に、55ページ下段から56ページにかけましての社会教育総務費の備品購入費2,072万7,000円でございますが、これは平成13年度から広く市民にIT講習を実施するに当たり、公民館など社会教育施設6カ所にコンピューターシステムの整備を図るため、その経費を補正するものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。返還金の償還金利子及び割引料の3,160万9,000円でございますが、これは開発予定が中止になったことによる宅地開発者寄附金返還金及び平成11年度の生活保護費などの国庫負担金の額が確定したことに伴います返還金でございます。

お手数でございますが、30ページにお戻り願います。第2表で地方債の追加補正をお願いいたしております。

また、歳入につきましては31ページから33ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———大森君。

4番（大森和夫君） 38ページの徴収費、報償費ということでお聞きしますけども、納付報奨金制度が変わったときには金額が少し減ったりするので、これで収税率が悪くなるんじゃないかという心配もありましたけども、こういう形で金額がたくさん出て、ほんとはよかったなと思うんですけども、それが収税率アップに当然つながってくるんだろうと思うんです。

ただ、今回の市長の答弁にもありましたけども、なかなか市税の増収が認められないんだというような一般質問の中の答弁があったりとかしました。いろいろ聞きますと、現年度の徴収を他市に追いつけ追い越せと取り組んでいると。滞納分は、なかなか大変な状況であるというふうにお聞きします。

その中で聞きたいんですけども、例えば収納推進委員会というのがあって、これで財政のいろんな問題が話し合われてるようなんですけども、ここでどういうことを議題にし、論議しているのか。特徴的なことがあれば、ぜひお聞かせ願いたいということです。

この中で助役や公室長、総務部長や参与が入ってますけども、その中で過日の新聞報道にありましたような無償の差し押さえ解消ということが防げなかったかということが疑問にあるわけです。この議会の中でもたくさん議論になりましたけども、解除の理由といたしまして、例えば本市として他に処分物件があるというふうにお答えになってましたけども、2万6,000平米を解除しまして、そのあとの残り14万平米が結局競売になりました。聞きますと、競売ということで一銭も入らないということの説明を聞きましたので、それならば他の処分物件があるから、他を差し押さえしてるからということでは理由にならないと、このように思いますので、その点どうかということで

す。

それから、分納誓約が行われてると、少額にもかかわらず入ってると言いますが、これは滞納額は減ってないという状況からすれば、この分納状況というのも理由にならないのではないかと思います。

それから、公共性のことも何度かお答えになりましたけども、白浜空港は有償にしたからといって飛行場がとまるわけでもありませんし、今この問題は和歌山県でも経緯の調査を行ってるということなので、それでいうと市の説明が崩れているのじゃないかということをおもいます。

そういう意味で、この点でこういう収納推進委員会とか前納制度とかしいてますけども、税率がこういうことでうまくいってないという点はやっぱり反省すべきことであるし、ぜひ市長にもその点では反省していただきたい、謝罪も市民の前に必要ではないかというふうに思っております。

それと、引き続き徴収率を上げるということで考えますと、地場産業の不振ということが盛んに言われておりますけども、新聞報道の記事でもありましたけども、開発業者という形で繊維業者ではないような気がするんですよ。繊維もかわってるんかもしれませんけども、どちらかというとバブルで踊ったような業者の滞納額が多いんじゃないかというふうに思うんです。

もう1つの毎日新聞の記事にもありましたけども、これは12月3日付の毎日新聞でありますけども、市の再開発予定地を所有してる固定資産税の大口滞納者の1人は、いつまでたっても事業化をしない市政に対する不満の表明というふうに話されてるわけですね。この方を見ると債権者じゃないかと。繊維というよりも、こういうバブルの時期に踊った方ではないかというふうに思うんです。ですから、そういうことでバブルで踊った滞納額の多い滞納者に対しては、やっぱり厳しい収納のあれが必要であるのではないかと思います。厳しい姿勢をとれるかどうかということでもいいますと、やっぱり市長の姿勢が大変重要だと思うんです。

私、平成11年9月の定例議会の文書を読みましたら、当時の林議員が和泉砂川の駅前の再開

発の問題で質問してるんですけども、「3つ目の問題として、市長、今度のいわゆる東街区」——これ、砂川駅前ですよ——「東街区での事業の推進で、この中心的な事業者、大口債権者は市長の清樟会の会員ですね。そうですね。私も資料を調べてみたら、ほとんど会員1社月1万円ぐらい、ここだけが月2万円で、年間24万円」という内容で質問された後に、市長は「東街区の大規模権利者については、私の政治団体の会員ではないかということですが、ありがとうございます。ただし、指摘されました額については誤っております」という答弁のことがあったんですけども、私、この債権者とこことダブってないかという疑問が起きたんです。

それで、前のずうっと出てます開発業者に関しては、市長は明らかにこれは私の会員ではないというふうにおっしゃってましたけども、この業者に関しても、この大口債権者のところでもそういうことがないかどうか、お聞きしたいと思います。

以上、ちょっと質問の内容を整理しますと、いずれも関連してしますので、大体3点についてお聞きしたい。無償解除の理由は否定されてるのではないかと。そういう意味でいうと、これはすべて市税アップの件にかかわってますので、この点御答弁をお願いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。私語はやめてください。

総務部参与（中田正純君） それでは、大森議員の御質問にお答えいたします。

まず、補正をお願いしている分の報償費の関係でございますが、これにつきましては当初よりも589件の前納の納税者が多くなったということで、425万4,000円の補正をお願いいたしてるところでございます。この前納報奨金が増加するということは、安定した市税収入の確保と、そして円滑な予算執行ができるということで、税としては好ましい状況ではないかと考えております。

また、市税検討推進委員会等々の会議の内容はどうかという、我々といましては滞納者に対する作戦というんですか、徴収率の向上を図る

ための方策を考えておりました、これらの滞納者に対しましては万全を期して、我々も滞納者と徴税の面談を行いまして、この滞納はどの辺にあるかというような内容を把握いたしまして、納税に応じていただけるよう検討いたしているところでございますし、また滞納には種々条件がございます。各滞納者には要件がございますので、それを精査して、一日でも早く滞納から脱皮して、我々市税確保に万全を期しているところでございます。議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 一般質問に引き続きまして、白浜空港の関係で滞納が間違いであったのではないかという改めての御指摘をいただいているわけでございますけども、一般質問のときにも御答弁申し上げましたように、我々といたしましては、幾ら和歌山県の要請であったとはいえ、もう少し交渉の余地はあったのではないかというふうに反省をいたしておるところでございます、何分初めての官官——官官と言うたら物すごく言葉がいいように聞こえますけども、実際は官民であったというふうに私は認識をいたしておりますけども、県の要請があって、公共事業のためにということでやむなく解除という選択をいたしたところでございますので、我々といたしましても、先ほど申し上げましたように交渉の余地はあったというふうに反省はいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはありませんか。中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 答弁漏れがあったようでございます。

いわゆる白浜の空港用地の件で、その業者が分納がどうのこうのという形でございますが、我々といたしましても、交渉を受けた時点でその業者の業務内容等を十分調査いたしまして、調査の結果、この分納が適当であろうという推測のもとで行ったものでございますので、その点よろしく御理解のほどお願いいたしたいと思います。

また、砂川駅前云々につきましては、これは現在そういう質問になりますと、いわゆるプライバシーの問題、守秘義務の関係、これは固有名詞は

出ておりませんが、特定できるということですので、その辺の答弁は控えさせていただきます。

〔真砂 満君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） ただいま大森議員が質疑がされ、答弁中でありませぬけれども、今一般会計補正予算についての質疑中であるはずであります。よって、質疑の内容は議案の中身に沿ってしていただくというのが本来であるというふうに思いますし、歳出と歳入の部分をごっちゃにした質疑もあったように思いますので、そのあたりについては議長の方で正しく、質疑はもちろんのこと答弁の方も不必要なものは答弁をしないというような議事の進行をしていただきたいというふうに思います。でないと、それが1つ例として認められるということになると、何でもかんでもできるということになるかというふうに思いますので、そのあたりについても議長の進行上の問題としてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

〔成田政彦君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） ただいま真砂議員が不必要なことは答弁するなということを言うて、そういうことは議長の権限内であって、別にそんなこと、議員が質問したことを質問に答えるなど、これはおかしいでせう。たとえ意見が違って、議員が言っとるでせう。そんなもん答えるなど。これは議員は議場において発言を許されとるんですから、議長に。そんな議事進行はおかしいですわ。

議長（奥和田好吉君） 税の中で質問されておりますので。大森君。

4番（大森和夫君） 税率をアップする、こういう立場で質問させていただいてるんで、ぜひお願いいたします。

プライバシーの件がありましたけども、前の白浜に関係する開発業者のときには、市長は会員じゃないということをはっきりおっしゃいましたので、この件に関しても言うていただければいいなと思います。私の推測からした質問で、（発言する者あり）特にこの問題でも……

議長（奥和田好吉君） 大森君に少し御注意申し

上げます。横道にそれないで、この議題に沿った質問をしてください。(発言する者あり)お静かに願います。

4番(大森和夫君) 長期で高額滞納者に対する厳しい姿勢が必要という立場で、これももちろん議論の中でもありましたけども、一般納税者に対する納税意欲に水を差したということが議会の中でも参与がお話しされましたように、それにかかわって質問してる内容なので、ぜひお答え願いたいと思います。

それと、滞納額の件でお聞きしたいんですけども、バブルの業者には厳しい対応をということで質問させていただいて、その分お答えなかったんですけども、繊維業者とバブルに踊ったような業者、これはやっぱりなるべく区別して、バブルで踊ったような業者に対しては厳しく追及する必要があると思うんです。金額も大きい金額にかかわると、地場産業の繊維というよりもバブル関係が多いんじゃないかと思うんです。その辺どうなのかね。紹介されてきた例が開発業者とか、それから大きな土地を持っておられる方とかいうようなことが多いようなので、例えば泉南市でワーストテンといいますか、そういう範囲の中で地場産業に関連して滞納があるのか、バブルに関連して滞納があるのか、そういう特徴的なこと、この2つお答えください。

〔堀口武視君「議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 堀口君。

15番(堀口武視君) きょう午前中からどうも議会運営のやり方がおかしいので、ちょっと議長にお願いしたいんですけども、今も真砂議員から議事運営、議事進行の意見が出ました。あるいはまた、成田議員から出ました。議長、一定の議長見解を示してから議事を進行していただきたい、このように思います。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 巴里君。

22番(巴里英一君) 本来の質疑というのは、御承知かと思えますけども、何ページから何項目、款項目においてきちっと指摘して、このことに対してお聞きしますというのが質疑の本来のあり方なんです。それをそこを指摘しながら、歳入の問

題までやってるというのは、議長、おかしいじゃないですか。こういうあり方は質疑ではないですよ、これは。何でもやれるということではないですよ。そういう一定の制限が加えられてるはずなんです。そういう運営をお願いしたいというのが私の先ほどからのやじってる話なんです。その点お願いしたいと思います。

議長(奥和田好吉君) 先ほど質問者の大森君に言いましたけども、この議題に沿った質問をしていただきたいと思います。横道にそれないで、議題に沿った質問をしていただきたいと思います。

中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 大森議員の再度の質問ですけれども、市税の確保、これは我々としては最大の使命でございます。そういったことで、税は公平、平等を旨といたしまして、担税力があるかないかということ判断しつつ、優良なというんですか、まじめに納税していただいている人とのバランスを失しないように、我々は懸命の努力をしているわけでございます。

御承知のとおり、バブルがはじけまして、そして今なお景気が回復してこない状況の中で、各滞納の要因が違いますから、我々も何も行かなくて滞納してるんじゃないしに、その滞納の額に応じて必ず年に3回、4回と滞納者のところに行って面談して、そして1円でも市税の確保を図っていることでございますので、バブルがはじけてどこがどうのこうのという個人的な滞納の要因はここでは回答できませんが、そういうバブル経済と不景気がなおかつ続いているということに対して、我々としては非常に厳しい時期を迎えているんじゃないかなと、かつて経験したことのないような厳しい税収を確保する時代であるというように認識いたしております。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。――真砂君。

5番(真砂 満君) 巴里議員の指摘がございまずので、私はページ数と項目を言いながら質問させていただきたいと思います。

1つは45ページ、保育所費のうちの賃金1,125万6,000円についてお伺いしたいというふうに思います。御説明では入所者数がふえたとい

うことで、その処理だということでしょうけれども、今実際現場を見てみますと、正職員の数とアルバイトの数の比率というのが異常なぐらいになってるのではなからうかなというふうに思います。特にこの金額を見てみますと、何人分の補てん分が若干わかりにくいんですけども、その辺の報告も含めて、入所の増員がどれだけあって、アルバイトの補てん人員がどれだけなのか、あわせて正職との比率はどうなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、56ページ、社会教育総務費の備品購入費2,072万7,000円、これは御説明の中でありましたように、平成13年度からIT講習をするということで、事前の議会運営委員会の中で説明を受けておりますから、公民館4館、青少年センター、埋文センター、この6カ所に21台配置するということはお聞きをいたしておるわけなんです。この公民館は一定理解できるんですが、他の青少年センター、埋文センター、ここに設置をすると決まった経過等についてお示しをいただきたいなというふうに思います。

特に、地域的なことで非常に申しわけないんですが、私どもの地域では、公民館的活動というのはいわゆる解放会館の中でこの間されてきておりますので、青少年センターでの講習というのが一定理解がしがたいわけなんです。そのあたりについてもお示しをいただきたいなというふうに思います。

それと、3点目ですが、これは全般にかかってきますので、人件費が2%削減をされたということでございます。これは関係団体との交渉が合意をされてこのような結果になったということは、一定理解をいたしておりますけれども、財政の中長期的な展望から申し上げますと、人件費は他の例えば期末手当、そういったものから見れば予定より大幅に削減計画が達成をされているのではなからうかというふうに思われるわけなんです。あえてこの2%を提案して出してきたという背景はどうなのか。

また、それに伴って人件費を削減してるわけですから、削減をされたこの費用をどこに補てんしようとしてるのか。以前にも私申し上げましたよ

うに、退職引当金的な取り扱いはその後どうなっているのか、あわせてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

その3点でございます。

議長（奥和田好吉君） 西本児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（西本 治君） 何点がございましたので、答弁漏れがありましたらお許してください。

まず、児童数でございますけども、4月1日現在と10月1日現在の比較で36名ふえております。その内訳でございますけども、樽井保育所については6名、浜保育所については13名、鳴滝第一保育所については11名、鳴滝第二保育所については6名、計36名となっております。

それから、臨時保育士、嘱託保育士、正職保育士ですけども、現場に入れる保育士が正職保育士が70名、嘱託・臨時保育士が75名となっております。

それで、賃金でございますけども、当初予算が4,201万7,985円、12年度当初予算が実績よりも少なかったことにより今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 大前教育総務部次長。

教育総務部次長兼社会教育課長（大前輝俊君）

真砂議員の御質問の埋文センターにパソコン導入の必要性ということですが、現在、小学校の教科書の中にも歴史を学ぶ1つの方法としまして図書館の利用、あるいはそれに加えましてインターネットの利用というのが紹介されているような時代になってきました。実際、インターネットを活用いたしまして歴史とか文化を知ることの情報というのは、非常に幅広いものがあると考えております。

また、例えば今国が推し進めておりますデジタルミュージアムというようなものも一部実現の段階に入ってまいりまして、今後市民の方々がこのような情報を活用するという事は非常に有益になるのではないかと考えております。

ただ、実際埋文センターに来られる方々の中で、例えばお年寄りのような高齢者の方も多いわけなんです。そのような方々がパソコンにこれまで

かかわる機会とか触れる場がなかったというようなことで、実際インターネットの活用が十分されていないというような現状もございます。このような方々に今回歴史的な情報をさらに利用、活用していただくためには、今回の国の予算を活用いたしまして、歴史的情報を専門に扱う埋文センターについても、インターネットに触れる場、あるいは講習の場を設けることも1つの方法ではないかということで、今回導入することとなりました。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 真砂議員の関連の御質問でございますが、解放会館になぜパソコンを導入しなかったのかということと解釈して御説明させていただきます。

この件につきましては、平成12年当初予算におきましてパソコン教室ということで、この事業は解放会館の事業ということで、国・府合わせまして3分の2補助をいただいております。この補助は、当然教室を開きますので、器具の借上げ料及び講師の謝礼まで入ります。ですので、我々としてはこの事業を今後とも解放会館事業として進めるといふ意味から、備品だけ購入しても、それに伴います講師とかいろいろなものについては、一般会計の方から今後拠出しなければならないという形があります。ですので、一括して事業として、この事業については今後も地域並びに地区内外の交流事業という形で位置づけておりますので、御理解を賜りたい。ですので、今の補助よりか我々の今もらっている補助の方が有利と判断いたしましたので、購入を見送ったということでございますので、御理解していただきたいと思っております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員の3点目の質問でございますが、人件費の2%の削減の関連でございます。

今回、12月の補正でこの2%の削減をするわけでございますけれども、この削減につきましては、ことし3月の議会の方で条例改正を提案させていただきまして、3カ年について2%の削減を行うということで御説明をさせていただいたと思

います。

これは中期的財政見通しの中で財源不足が生じるということの中で、職員の方々にもお願いをした中でこういう形が出てきたわけでございますので、3月の条例制定ということでございますので、既に予算的には平成12年度については2%削減前の数字を計上してたということの中で、どこかで削減しなければならないということで今回上げさせていただいたものでございます。

それと、中期的な財政見直しから見て大幅に削減できてるのではないかと御指摘でございますが、これは3月にも一部お答えをさせていただいたと思っておりますけれども、中期的財政見直しを出した中では、人件費関係で4億5,000万という見直しを立てたわけでございます。現状としては、職員給与の2%の削減が3カ年、特別職の給与の10%削減3カ年、管理職手当の10%削減3カ年、旅費、日当の削減ということで条例改正をさせていただいております。それと、特勤手当の見直し、それと超過勤務の縮減ということで4億5,000万ほど積算したわけでございますが、現在まで予定いたしておるものとしましては、現実には3億7,000万程度は削減できるのではないかと。

ただ、あとこの中期的財政見直し以外に、制度でございますけれども、人勤制度の中で既に0.3カ月の削減について昨年度実施をしているということがございます。それと、今年度も人事院勧告で、後の条例で出てまいりますけれども、削減の部分がございまして、それらを合わせますと4億5,000万を十分クリアはさせていただいてるということでございます。

それとあと、この職員がみずから削減をした費用についてどこに使うかというところでございますけれども、これもいろいろと議論の出た中でございますけれども、当然将来にわたってかなりたくさんの職員の退職というのが出てまいります。ですから、現在議論をしているのは、この分の一部について何らかの形で留保できないかということで議論をさせていただいておりますので、これにつきましては、今年度末までにきちっと整理をしてみたいというふうを考えてお

るところでございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 今の保育所費の関係で申し上げますと、保育士の比率が数でいうと正職が70、臨職と嘱託ですか、合わすと75、比率が逆転をしてると。この逆転現象をどういうふうに見るのか、現場の担当管理職としての御意見を賜りたいなというふうに思います。

といいますのも、我々のところには待機児童といいますが、待機をされて待っている方の声をよく聞くわけなんです。そしてまた、預けられている人からも、やっぱり安心して預かっていただきたいという声は常々聞いておるわけなんで、嘱託やバイトであると必ずしも不安だということには決してならないとは思いますが、やはり条件なりそういった環境が違うわけですから、きちっと受け入れる体制として確保すべきものは確保してあげないとだめだというふうに思います。

さきに男女共同参画のことも一般質問の中で話しさせていただきましたけれども、女性が社会に進出しようとするれば、そういった体制がきちとなければ、なかなかそういったことも不可能になってくるということでもありますから、その点もあわせてよろしくお願いをしたいというふうに思います。ですから、その辺の見解だけお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、コンピューターの関係は大浦部長の話の中でわかりました。2カ所でされるということですから、かえって地域的には2カ所でする方がいいのかなというふうに思います。ただ、解放会館事業の中で非常に人気がある事業の1つであります。今回も抽せんで漏れられたという方もおられたようでもありますから、この時代ですからコンピューターに早くなじんで勉強したいという方がたくさんおられるというのはそのとおりでございますし、2カ所でしていただけるということになれば、それだけ受け入れの数もふえるということですから、逆に言いますと喜ばしいことなのかもわかりません。

ただ、全的に網羅してみますと、やはり地域間格差というのが出てくるというふうに思うんですね。公民館の位置なりセンターの位置、埋文セ

ンターの位置を見てみますと、やはり公平な配置になっていないなというふうに思いますので、今後このあたりについてどのように考えられていくのか、お示しをしていただきたいというふうに思います。

以上。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から、先ほど真砂議員御質問の保育所の職員の件について御答弁申し上げます。

先ほど西本課長が申しましたように、現在の職員につきましては70人、75人という逆転現象が生じておるのは事実でございます。ただ、この臨時職員につきましては、当然職員を採用するにつまきて、例えば産休でありますとか育休でありますとか、また年度途中の措置児童数の増でありますとか、そういった臨時的な事象について対応するために臨時職員を採用してきた、これが基本というふうに我々は考えております。

ただ、現在そういったいろんな事情がありまして、財政的なこともありますし、あるいは総括的な事情ですけれどもありまして、現在特に保育所の場合にはある程度正職員の人数、それからまた正職員でない人でも、例えば資格があつて、保母、保育士の資格を持っておられる方もおられるという中で、現在こういうふうな形で保育所の運営をしているところであります。

ただ、この保育所の数というんですか職員の数につきましては、これはまだまだ我々としても検討すべきことがあると思います。それは関係機関とも相談しながら、これからまたその部分については運営について考えてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと、このように思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） IT関係のことについてお答え申し上げます。

この事業につきましては、社会教育施設での事業というようなことになっておりまして、そして泉南市内では、この対象者も20歳以上ということもありまして、お勤めの方とかいろんな方が参加していただくということで、市内に新家、信達、

樽井、岡田ということで各4駅ありますので、これが1つのポイントとなりまして、そこに公民館がございます。その公民館を利用して参加していただいて、パソコンになれていただくということで一応考えております。

そして、この事業につきましては、13年度から講習事業をやるということですので、その1年間やってみたいということでありまして、それから、その補助が1年間分で1単位12時間というような1つの基準がありますが、それをやっていくと。あと、それじゃその以後の残りの14年度以降はどうなるのかといったら、これは今国の方から特に指示はございませんので、そのあたりは私どもとしても何らかの活用方法を考えていきたいなというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——井原君。

1番（井原正太郎君） ただいまも社会教育関係でIT講習に関する質疑、またその説明をいただいたんですが、この事業は情報通信技術講習推進特例交付金、このようなことで国の事業としてスタートしておるわけなんですけども、1つは自治省が交付金を出して、そして大阪府がいわゆる対象事業に対して補助金を出すということで、100%府の方から補助がいただけるというふうにこの前も議運の方で聞いておるんですけども、1つは市としての持ち出し、これはないのかどうかということと、そして今回のこの事業、対象事業に対する補助金というふうな形で、市内6カ所、1会場21台というふうな今説明をいただいたんですけども、この規模というのは、いわゆるこれでマックスなのか、あるいはまたある程度余力を残した形の事業展開をするのかどうか。

それと、この講習について、今対象は20歳以上ですよというふうなこともありましたし、13年度1年間一応やってみてというふうな話もあったんですが、具体的にこの講習は市民の方も非常に注目もされてますし、どういう形で申し込めばいいのかというようなことまで詰められておるかどうか。また、この講習では具体的に主にどうということを講習あるいは学ぶことができるのか、そういうようなこともあわせて答弁いただきたい

と思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） ITについてお答え申し上げます。

今回、この事業としてやっていきたいのは、まず文部省からの補助ということで10分の10補助でございまして、これはいわゆるコンピューターそのものを設置するというので今回お願いしているところでございます。

そして、自治省の関係でIT講習ということで広く普及させるということから、これもまた13年度から講習事業として取り組みます。これにつきましてはまだ来年の話になりますが、具体的な取り組み方法とか、そのあたりは今現在検討して練っておるところでございまして、今回平成12年度は、まずコンピューターを設置するというので受講者用が20台、それから講師用が1台ということで、1カ所21台でございまして、あわせて合計6カ所で126台を設置したいというふうに考えておりますので、その点よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったんかわからんですが、この事業がうちとしてはいわゆる対象事業の100%なのか、あるいはある程度余力を残した形の事業となるのかということが1点。

それから、まだ煮詰まってないようですが、具体的にどこで受け付けて、どこで具体的に皆さんに御案内を申し上げるのかというふうなことを、もう一回確認さしてください。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 答弁漏れで申しわけございません。

10割補助ということで、市としては負担はございませんので、基準額、設置につきましては1台16万4,000円程度ということになります。それから、講師用については17万1,000円というあたりの内容もありまして、そのあたりで講習に入った場合、ペーパー代とか、それからネットの接続費とか、そのあたりの細かい分が少し要るわけなんです。

そういうことで、新年度の対応としては10分の10ということになります。それで1年過ぎた以上は、市単独でもやるならそういう費用が要ってくるということになります。そういうことです。

そして、受け付け方とかのあたりにつきましても、今現在公民館とかほかのところもありますので、これから十分そのあたりを考えてまいりたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

〔井原正太郎君「議長、ちょっと今、正確に答弁いただいてません」と呼ぶ〕

教育総務部長（金田峯一君） 済みません。余力があるのかというあたりのことですが、今現在、社会教育という施設の中では、一応この分でいっぱいという形で考えさせていただいております。

議長（奥和田好吉君） 大前教育総務部次長。

教育総務部次長兼社会教育課長（大前輝俊君） 部長の方からちょっと漏れてたことがあると思いますので、私の方から答弁させていただきます。

今回、国費で10割補助されるわけですが、市としての持ち出しはないのかどうかということです。56ページに載っておりますが、需用費の修繕料、これは電源の改修費として210万、これが一般財源としての持ち出しです。そしてまた、今回のパソコンの購入につきましては1台当たり16万4,500円ということで、それについてはパソコン本体と回線の工事も含めてということです。そのようになっております。

そして、13年度の講習のことでございますが、インターネットに加入しますと、加入料が今のところケーブルテレビの場合ですと2万円、そして毎月の接続料が一応6,000円から、容量をアップしますと9,000円というふうになっております。

そして、今回13年度から行いますパソコンの講習の内容でございますが、パソコンの基本操作、そしてワープロ文書の作成及びはがき印刷、インターネットの利用及び電子メールの送受信に係る技能というふうに、初歩的な技能となっておりますので、よろしく願いいたします。

〔井原正太郎君「結構です」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 各項目ではなくて全般的にお伺いしてまいりたいと思うんですが、今回4億1,900万何がしかの補正総額なんです。そのうちの歳出で、ちょっとページを申し上げますと35ページ、2億5,548万2,000円、退職手当金というのが非常に多いわけですね。6割以上これが占めているわけですが、この退職手当金、当初これだけの額を予定しておられたのかどうかですね。突発的に急に、いわゆる条例による普通退職ではなくて途中退職をされた、市としては突発的にそれだけお金が入用になるわけですが、そういう方はどれだけのなかですね。

その辺に対する備え、うちの場合には退職に対する引当金みたいなものを留保しておりませんから、結局税込、経常収入で処理していかないかん。経常収支比率は、突然の退職にこたえて若干悪化するわけですが、中期財政展望では12年に人件費67億、こういう想定なんです。これがふえるのかどうか、その辺をひとつお示しをいただきたいというふうに思います。この中期財政展望の中で処理されていく退職金総額なのかどうか、これをお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、これからの退職ですね。これについてはどういうふうにご数年推移していくのか。ふえるのか、それとも横ばいなのか、この中期財政展望との兼ね合いで、この位置づけどおりに推移するのか。今回やっぱり突発でこれだけふえたと、だからもう一つ不確定要素が多くて中期財政展望どおりに行くかどうかわからん、こういうことなのかどうかですね。この辺もお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、歳入のことなんですが、4億1,900万。経常収支は非常に悪いわけですが、今の段階ではまだまだ経常収支がどうなっていくかということについてはよくわからないだろうというふうに思うんですが、経常収入の伸びについては、財政の税収がなかなかうまくいかない、地場産業なんかが大変な状況だということで税収が余り見

込めないと、こういうことになってきますと、これは不確定要素の多い財源ですけれども、開発者協力寄附金ですね、こういうものがどうなのか。これは余り見通しを立てて、しっかりと位置づけるわけにはいかない不確定要素の多い財源です。

しかし、この間、12月ですから例えばそういう今までに入ってきた開発協力寄附金、これが一体どれくらいあるのか、あるいはそれは歳入の中で位置づけられないくらいの少額なのか。やっぱりかなり億単位の金が入ってきて、ここで明らかにして、これだけ歳入が入っておりますよということで、額が多ければ当然やっぱり議会にも報告をしていただかなければならないと思うんですよ。

いわゆる経常収入がこれだけ少ないわけやけれども、不確定要素は多いけれども、これだけ寄附が入ってきてるんだと、こういうことも歳入の中では明らかにしていただかなければならないのではないかな。開発がなかったから全然入れてない、少額やから入れてない、こういうことならば別なんですが、一体全体どれくらい開発者協力寄附金が入ってきてるのか。

私は、今度の選挙もありましたし、ずうっとまちを歩いておりますと、いわゆる関西ホームなんかの開発でどんどん新しい家が建つて思うんですよ。開発者協力寄附金、下がったにしても1戸当たり27万入ってくるわけですから、その辺はどうなっているのかですね。やっぱり我々に税收について、あるいは歳入についてはきちりと明らかにしてもらわなければならないのではないかな、こういうふうに思うんですよ。

それから、先ほど論議のありました、やっぱり主たる財源は、そんな不確定要素の多い開発者協力寄附金ではなくて、税收だというふうに思うんですね。その税收が本当にきちりと入ってくるのかどうか。

例えば、先ほどちょっと質問がありましたけれども、いわゆる時効中断のために差し押さえをやっている、そういうことではなくて、やっぱり1番抵当、2番抵当、差し押さえが1番、2番に入っておって、これが売却された場合、十分にお金が入ってくると、確たる収入として見込めるんだと、差し押さえやってることによって、これがど

れくらいあるのか、超概算で結構ですから、その辺はひとつ明らかにしてください。先ほど答弁がなかった。

副議長（谷 外嗣君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員さんの1点目の質問でございますけれども、退職手当2億5,548万2,000円の関係でございますが、当初定年退職分として6名分について当初予算で計上させていただいております。その数字が1億4,959万3,000円でございます。その後、退職条例に基づきます早期前退職の申し込みが8名ございまして、その後自己都合等による退職が3名ございまして、既に2名が退職をし、1名が自己都合の方、もう1名は3月末で退職ということで、トータルで17名の退職を現段階では予定をいたしております。ですから、その不足分として今回2億5,548万2,000円を計上させていただいたものでございます。

それと、今後の退職でございますけれども、当然平成18年、19年、20年ごろにはかなりの数の退職者がふえてくるというふうに考えております。ただ、退職金というのは一般財源扱いでの経費ということでございまして、退職基金等は現段階では備えがないということでございまして、先ほどの質問者にもお答えさせていただきましたように、今回2%カット等の財源について、その一部についてはその辺の備えのために我々としては何らかの対策を立てないといかんということで、今年度その答えを出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、平成12年度の人件費の決算見込みとして、今和気議員言われましたように、中期財政見通しの67より超えるのかどうかということでございますけれども、現段階では超えないということの数字になるかというふうに思っております。ただ、最終3月末にならないと幾らということまでは申し上げられませんが、そこまでは行かないというふうに考えております。

副議長（谷 外嗣君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 開発行為に伴いましていただいております協力寄附金の件でございますが、12年度の当初予算といたしまして9,995万円

を予定しておるところでございます。11月現在で納入額につきましては5,467万4,000円でございます。通常、毎年3月の締めるときに総額を計上させていただいておるとというのが手続上とおることでございますので、今年度につきましても3月に総額を歳入として計上させていただきたいと考えております。

副議長（谷 外嗣君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） それでは、差し押さえの関係で債権の保全の分について御答弁させていただきます。

現在、処分、すべて不動産の差し押さえから電話の差し押さえ、そして給与、預金、他の債権、差し押さえしている分全部含めまして362人ございます。それで、それに伴う差し押さえの保全をしております債権額が6億4,800万円強ございます。

ただ、議員さんから御指摘をいただきましたように、確実に我々として債権として保全できておりますのは、預金の差し押さえ、それと債権の差し押さえ——債権というのはいろいろございまして、生命保険の満期を差し押さえてるとか、あと開発業者でございますと、そういう協会に納付金を納めておりますので、それも差し押さをさしていただいている部分がございます。

ただ、全体的には差し押さえ物件につきましては順位は低うございまして、これにつきましてはこの間から早急に調査をするように指示をいたしておりますので、間もなく調査結果が上がってくると思います。ただ、2番、3番というのが大部分でございますので、先生御指摘のように時効の中断的債権の保全が大部分であるというふうに理解をしていただいたら結構かと思えます。

以上でございます。

副議長（谷 外嗣君） 和気君。

19番（和気 豊君） 退職金の問題についてはよくわかりました。十分に中期財政展望の中で位置づけられる額なんだと。当初見込んだ6名よりも11人アップして、2億5,500万ふえておりますが、いわゆる2%の賃金カット、この分と相殺して何とかいけそうだと、こういうことで理解をしておきます。

それから、先ほどの、今滞納総額は21億ぐらいになっているというふうに思うんですが、そのうち差し押さえが6億4,800万、そしてこれもほとんど時効中断の効果はあっても、いわゆる換金には効果がないと、こういうことなんで、ほんとにこれお寒い限りだなというふうに思うんですが、今非常に厳しい徴収体制をとって頑張っておられるわけですが、しかし、本当に21億のいわゆる入るべき税を回収していくというこの立場に立ってどうなのかという点で、やっぱりあれじゃないですか、取れるべきところから取っていくと。ここを見過ごしにすることは、やっぱりまかり間違ってもこれがあってはならない、取れるんですから。その辺はどうなのか。

一遍その辺のあれを示していただかないと、もう時効中断だけで、差し押さえというのはほんとに換金効果はないんだと、こういうことになれば、本当に21億果たして入ってくるんやろうかな。空港の100%を見込んで81.5%の税收で、結局あとの一番大事ないわゆる滞繰分がなかなか入ってこない、こういうことになれば、ほんとに泉南市の税收、何ぼ中期財政展望をお示しいただいても、ほんまにこの裏づけはあるんかなと、一番貴重な自主財源がそういうことであれば。

それで、取れるべきところから取っていくと、その手段、方途についてはどうなのか。その辺については、やっぱり先に抵当権を押さえられとって後列に位置しなければならぬのかどうか、その辺ですね。この予算との兼ね合いでもうちょっと明確にさせていただきたい。4億1,900万、この中にはほとんど国からの——地方交付税はこれは自主財源ですけども、そのほかはほとんど国から依拠するお金ですよ。自主財源ではないですね。だから、自主財源をやっぱり豊かにしていく、きっちり取っていく、こういう立場からその辺はどうでしょうか。

副議長（谷 外嗣君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 和気議員の再度の質問にお答えいたします。

21億という滞納は、我々も非常に残念で、憂慮しているところでございます。これも滞納は予算と違いまして累積でございますので、1年、2

年でこういう状態に陥ったということはないわけで、その点御理解をお願いしたいと思いますが、その後、我々はいわゆるバブルが崩壊しまして、そして景気が低迷していると、そういうことでどうしても商いというんですか、企業をやっている法人さんは、先に私債権、我々の債権より優先した債権が多々ございます。そういったことで、バブル期に異常な融資もしてございます。

御承知のように金融再生とか国のとかいって、不良債権の処理とかいろいろの方策も講じておりますけれども、まだまだ不良的というんですか、不良債権がたくさんあります。私どもの方の中にも、言葉は悪いんですけども、塩漬けしたような土地が多々ございます。

そういったことで債権の順位から見て、私どもの方では手足が出ない物件がかなりあるということで、今数値をお示しできませんけれども、そういう物件が大多数であるということで、先ほどからこの本議会でも御指摘いただいているように、いわゆる債権の解除時、我々が何%粘って取れるかというのが、この21億のうち100万円以上が79%を占めておりますから、17億円強でございますので、そういったことで任意売買の節は、我々は今後執拗に食い下がって1円でも多く市税確保に努めていくと。もちろん競売になりますと自然にその債権が消えていきますので、そういったことも十分心得まして今後努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

副議長（谷 外嗣君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私は歴年にわたって累積している滞繰分21億について、ほんとに確たる徴収の見通し、これを明らかにしていただきたいということでお話をしたんですが、例えば払える能力がありながら、新聞にも出ましたように市の市政上の不満、これから払ってやらないんだ、こういうふうに見えを切られてる方もおられるわけですね。そういう人が持っておられる物件については、いわゆる不良債権化しているのか、それともまださらで、差し押さえすれば十分に1番抵当権ぐらいの力を持った差し押さえになっていくのか。その辺はいわゆる能力のあられる方につい

ては、固定資産を十分持っておられる方については、その固定資産1筆ごとに精査をして具体的に対応していかれる、こういうお気持ちはあるのかどうかですね。

それと、もう1つは、その関係でいささかも市といわゆるきっちりした関係をつくり上げていくと、こういう基準みたいなものをはっきり市民に示される必要があるんじゃないか。ここをはっきりしないと、市民のいわゆる納税意欲というのはわいてこないわけですから、市民の納税意欲をはっきりさせるためにも、持てる人からはきっちり取る。可能な限り市としてそこに知恵を尽くして対応していく。

そして、仮にもこの人が市長のいわゆる後援会等に入ってるということがないように、この点も市民は疑惑で、そのことを理由に納税を怠るというふうなこともあれば、これは問題ですから、その辺もやっぱり1つの基準の中に入れて今後精査をしていかれる、こういうことが必要ではないかというふうに思うんですよ。その点は、市長のことも1つ言及しましたので、市長から決意も込めてひとつ御答弁をいただきたい。

副議長（谷 外嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先般の反省にも立ちまして、やはり早目に手を打っておかないと、なるほど時効の中断という任意の話し合いというものも必要かとは思いますが、それをやっておりますと、やはり民の方が先に押さえてしまうというのが早いですから、我々の方も当然初期はある一定はそういう形で交渉しないといけないと思いますが、相手方の態度にもよるでしょうけども、余り支払う意欲、あるいは態度がないというようなことであれば、早くきちと税の方で持てる権限の行使をするべきだというふうに思っておりますので、先般も改めて指示をいたしておりますので、これからも努力してまいります。

〔和気 豊君「それから、基準。後援会との関係、市長でないと言われへん。市長、それは言うてよ」と呼ぶ〕

副議長（谷 外嗣君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私どもの使命は公平、平等、そういったことで、市長の後援会云々とい

うようなことは、子どもは一切そういう税と切り離した問題だと考えておりますので、今議員御指摘のとおり、取れるものから積極的に取っていくという方針で今後努力してまいりたいと考えております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（谷 外嗣君） 成田君。

18番（成田政彦君） 税とは関係ありません。社会教育費、社会教育総務費の備品購入費で、これは真砂議員さんからも質問があったんですけど、私はもうちょっと違った観点からこの問題をお伺いしたいと思います。

120台のコンピューターを青少年センター、樽井、信達、新家、西信、埋文、講師を入れて126台をこういう地域に配分するというのを聞いたんですけど、私ちょっと意外に思ったのは、20歳以上の泉南市の4万5,000の有権者すべてを対象にした研修——研修の内容を聞いたら、初歩的なパソコン教室を市民に教えていくという、これは今これだけITが広がって非常によろしいことだと思うんですけど、この程度の初歩的なことを教えるのでしたら、多分多数の市民を対象にすべきITの教室になると思うんです。

例えば、泉南市に4万5,000の有権者がおるんですけど、これでこの6カ所、こういう配置というので果たしていわゆる希望者が本当にきめ細かくパソコンを学ぶことができるのかどうか。例えば、一丘団地は有権者4,400、砂川団地も4,400、それから雄信地区の有権者も4,000近くありますわな。そうしますと、なぜそういうところの地域に対しては配慮がないのかと。

例えば、青少年センター、鳴滝地区の人口、有権者はどんな程度ですか。有権者は1,500かそんな程度じゃないですか。ここには21台配置すると。それで、埋文センターに——歴史教育というのはパソコン教室とは全く関係ないことであって、初歩的な研修を市民に広く教えるんですから、埋文センターに何も配置する必要があるかどうか非常に疑問に感じます。それだったらあいびあに置いて、全市民にあそこでやっても僕はいいと思いますよ。

それから、もう1つ、講師は国の予算で6人以

上置けないのか、そういう6人に限定されてこういうふうに分ったのか。1つ、なぜこれを6カ所に21台配置したのか、再度この理由を聞かせてほしいんです。有権者4万5,000を対象にする研修でありますから、果たしてこのことがほんまに勉強できるのか、その点をひとつお伺いいたします。

副議長（谷 外嗣君） 答弁をお願いします。大前教育総務部次長。

教育総務部次長兼社会教育課長（大前輝俊君）
今、成田議員の御質問の中で、埋蔵文化財センターについては必要がないのではないかということですけど、ただ今回一応国費の対象となっているということで、13年度につきましては、歴史とか文化の情報だけではなく、一般の方々についても初歩的な講習を行うということで、14年度以降については、今のところ国の方針も未定ですが、その後機器を利用して文化的な情報の検索とか閲覧を行うことができるという、そのような方向性で考えております。

また、あいびあにつきましては、今回対象となりましたのは社会教育施設ということでございますので、あいびあにつきましては対象とならなかったということです。

以上でございます。

副議長（谷 外嗣君） 成田君。

18番（成田政彦君） ちょっともう一遍お伺いしますが、泉南市における社会教育施設というのはどんなものですか。すべての地域に社会教育施設と位置づけられとる施設はどれだけあるんですか、地域にある社会教育施設。学校は教育施設やな。学校も空き教室がいっぱいあるんだけど。

14年以後はまだわからないということなんですけど、埋文センターに歴史教育で20台もあそこに要りますか、常識的に見て。常識的に見て埋文センターに——余り中身は言わないですけど、あそこに21台も要りますかなあ。あいびあやったらわかるんですけど、常識に考えて何であの埋文センターに——単に社会教育施設だからあそこに入れるのかね。そしたらもっと西信達公民館とか、公民館——例えばそうでしょう。有権者数からいったら信達公民館、新家公民館、樽井公民館

にもっと多くのパソコンを配置して講師も配置した方がよっぽど僕は有効的だと思いますよ、行く人は。(小山広明君「入れるところないで、西信達は」と呼ぶ)それも駐車場がないのに何であんなとこに20台置くのかなと、僕はそれも疑問に感じてる。僕は西信達に関して、駐車場がないのに何であそこに20台置くのかよくわからないねん。歩いて行く……、いろんな問題があるんだけどね。

それは別として、人口に格差があるんだから、信達公民館とか、それから樽井公民館、新家公民館にもっとたくさん配置して、講習もすべきと違いますか。僕は常識的に考えてそう思うわ。一律配置は間違ってるわ、これ。一律配置じゃなくて、そういう人口比に合わせて置くと。青少年センターに21台も置くんですからね。だから、こんな偏重した、偏った配置じゃなく、そういう地域によってもっと効果のあることをしたらどうですか。もう一遍言うわ。樽井と信達と新家に再配分すべきですわ、これ。

副議長(谷 外嗣君) 大前教育総務部次長。
教育総務部次長兼社会教育課長(大前輝俊君)
御質問の埋文の関係でございますが、結果的に20台ということで、今回国の補正の通知がありまして、1施設について対象者を20人とすることで、それで20人、プラス講師用といたしまして1台の計21台、これが基準となっております、時間的な締め切りももうほとんどないような状況でしたんで、このような結果で申請したということでございます。

副議長(谷 外嗣君) 成田君。

18番(成田政彦君) 20歳以上の有権者を対象にするんですから、今回は埋文となってるんですけど、平成14年度からはそういう人口比に合わせて、これは多分やっぱりやる人は多くおると思いますよ。だから、そういうふうに柔軟に機械の配置と、しなやかに講師の配置とをすべきと思うんですけど、その点どうですか。ことしは緊急に国の補助が来たからすぐこうだけど、次はもっとそういうふうにするべきじゃないですか。

副議長(谷 外嗣君) 金田教育総務部長。

教育総務部長(金田峯一君) 今回、1年の補助

という形で、次長も申しましたように急にそういうようなことで申請内容がありました。そういうことで、1施設20台ということで限定されてますので、そのあたり、市内には公民館が4カ所あるというようなことで、合計6カ所という形でさせていただきたいと思います。そしてまた、その後そのあたりの内容としましては、やっぱり1年間やってみて、その実績でもって一定の判断も持ってみたいというふうに考えております。

副議長(谷 外嗣君) ほかに。———小山君。3番(小山広明君) 皆さん詳しく議論されましたから、この予算書の中で、議会の方が議員が3名減になったということでの予算説明書があるんですが、ここをもう少し詳しく御説明いただきたいのは、議員1人減ったら1,000万とか1,100万俟約されるんだという議論があったので、この辺はそういう1年スパンでいえば予算的にはどれぐらいの影響があるのかを御説明いただきたいと思います。

それから、退職金の問題でも議論がありましたが、これは定年で退職する方が6名でしたかね、それから条例によるのが8名で、都合によるのが3名、うち2名がやめておるとのことなんですが、この絡みで補正予算書の説明で最後の職員数のところで7名プラスという説明があるんですが、この辺の定数の問題との絡みで、退職したら補充しないことで定数というものをしていきたいという答弁も統一的にはあるので、その辺の関係で今回7名ふえたということになっておる部分の御説明をいただきたいと思います。

それと、退職金がこれから膨大になってくるということですが、当然退職金というのは給与の一部として考えてる部分があるので、これはやはり給与を財源として、何人かおれば必ずそれは退職されるわけですから、きちっと統一的な1つの計数を出して補てんをしておかないと、成り立たない会計ではないんでしょうか。でないと突然こんなにたくさんどんと、今回でも4億2,000万近い補正の中で2億5,000万出さなければならぬということが生じますと、これは財政計画ができないんじゃないでしょうか。今回でも歳入の方では公金がほとんどの財源で組まれておりますの

で、この辺はやはりもう少しきちっと合理的に科学的にというんか、退職金対応はしないといけないんじゃないかと思うので、もう一度この統一的な御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、パソコンの問題では議論がありました。私も市民の方にこの話を言って、私は公民館活動でパソコンを使うのかなとふっと勘違いしたんですが、市民の方が無料で講習を受けるということになるんですね、聞いておるところによりますと。西信達とか新家というあの狭い公民館、現在でも新家公民館は大変活動が活発で、いつも部屋が足りないという状況らしいんですが、そこに20台のパソコンを置くとすると、1つの部屋はきちっと確保しないとイケないですね。

しかも、無料ですから、先ほども言ったように1人に支払われる金額が16万ですか、そうなってくると、それだけの国費を出してやっていくんですが、これは今の状況からいってかなり人気がある講座になるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、公民館活動に今度支障を来してくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の対応はどうするのか。

それから、講師ですね。これ全国的に、大阪府下でも大阪府会議員が、突然パソコンの予算がおりて、どうしよう、こうしようと大阪府の職員はてんやわんやしてますよ、小山さんという話があったんですね。これは全府下的にも全国的にもやるんですが、講師という手当てはどうなるんですが、これ。だれが教えるんでしょうかね。その辺の手当てはどう考えとるのか、御説明いただきたいと思います。

それから、ページ数でいけば54ページのことなんですが、学校のパソコンは2回目に入れてくると思うので、現在の小学校におけるパソコンの使用状況はどうなっておるのか、その辺をもう少し御説明いただきたいと思います。

それと、先ほども真砂議員が言ったからいいんですが、正職と嘱託なりアルバイトのバランスですね。職員を減らしているよと市長は胸を張っていつも答弁してらるんですが、この辺の状況、まあ産休とか病欠とかで補充するのはわかりますよ。そうすると定数、絶対数というのは70と考

いいんですか。そうなるでしょう。普通は正職をちゃんと必要なだけ置くと、そして産休で休まれたときに補充すると、だから絶対数は変わらないと、これが普通の定数の考え方ですね。そういうことでいいのか、いや嘱託やアルバイトで必要数を賄っておるという構造になっておるのかですね。

そうであれば、やはりそれは働いている人の立場もあって、本当に必要なところであれば、単に頭から定数を減らすというんじゃないしに、やはり説明責任がここで要るんじゃないでしょうか。こういうことであれば、向井市長は定数について厳しく対応しておるとする市民の認識が一方にあるわけですから、その辺は実態と違うということになればやはり市民の信頼を失うんじゃないかと思うので、この辺の定数に対しての厳しさというのは、ごまかしのない厳しさでなければ逆な評価になってきますので、その辺の説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 議員さん1名でどれぐらいかというお尋ねですけども、今きっちりとした計算はしておりませんが、1年間で報酬約950万程度であると思います。

それと、61ページの職員数の7名増でございますけれども、これは一般会計の中における職員でございますまして、正職が637名、嘱託87名で合計724名。正職数でいきますと6名減、その分嘱託数が13名増になっておりますので、差し引き7名増ということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員さんの方から退職金の関係で御質問があったわけでございますけれども、先ほど来お答えさせていただいておりますように、現在では保留財源というのは退職金の分については行っておらないということでございます。

ただ、将来的にかなりの退職者がふえてまいるという予測がございますので、今年度職員給与のカット分等を活用した中で、まずその辺の形づけというのを行っていきたいということで、現在内

部で協議を行っているところでございます。

そのものについても、当然数十名の退職者が出てきたときに財政運営上どうするかという問題もございますので、引き続きその辺の後の分についても財政当局とは協議をしていかなければならないという大きな課題であるというふうには考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） パソコンの設置場所でございます。公民館の場合、各公民館にはクラブ、講座が定期的に活用されております。特定の部屋をコンピュータールームとして占有することは、これはできないと考えております。ただし、インターネットのための回線は特定の部屋に導入して、コンピューター周辺機器のみ倉庫へ移動させるとか、こういうふうを考えております。移動が容易なノートパソコンを中心に考えさせていただいております。

そして、講師の関係でございますけれども、公民館には人材登録制度といたしまして、泉州十八番ネットということが整備されておまして、現在高石以南の公民館において活用されております。登録者数は現在300人を超えておまして、そのうちコンピューター関連登録者は10人程度ということであります。泉南市におきまして13年1月の広報とかでIT講習、コンピューター基礎講座の講師ができる方を募集もしてみたいというふうには考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 中野教育指導部参事。

教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） 議員お尋ねの小学校におけるコンピューターの使用状況について御答弁申し上げます。

11月の終わりですけれども、既に設置されている4校に対しまして私の方が直接出かけて、その使用状況について質問しています。それから、現実にコンピューターを使った授業研究等もしますので、私の方も招待されて、どういう状況かつぶさに見てまいりました。

その使用状況ですけれども、現在4校に設置されてるわけですけれども、各校とも1年から6年まで各クラスごとで1週間に1時間、ちゃんと時

間割上に割り振ってます。割り振った中で、その各学年に応じた使用、例えば1年生やったらお絵かきソフトとかいろんなソフトがあるんですけども、それを使って絵をかいたり、そこへ色をつけ足していくというんですか、いずれにしても導入されたばかりで、いきなり高度なことはできませんので、現在では1年生も6年生もほとんど同じような使い方をしているというんですか、そのうち教師の方も年次を追って、2年生になっても同じことをしてるというわけにいきませんので、当然その指導計画というんですか、つくる中でより充実した指導に心がけていくと、またそう指導したいと、そんなふう考えてます。こちらとしては十分有効に使用できると、そういう把握をしておりますので、よろしくをお願いします。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 小山議員御質問の保育所費のアルバイト賃金の件でございます。

この分につきましては、先ほども御答弁申し上げました。このアルバイト賃金につきましては、産休でありますとか、あるいは育休でありますとか、あるいは途中入所の児童数の増によりまして、臨時的な要因といえますが、それによってアルバイト、臨時職員を雇用してるというところがございます。

ただ、正職と臨時職員の比較というところで逆転現象が起きてるということも説明させていただきました。この分につきましては、当然臨時的なものについてはそういった臨時職員で雇用するというのはいいんですけども、長期的に臨職で雇用してる分につきましては、これから我々職員の問題としてとらえて検討課題にしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 大前教育総務部次長。

教育総務部次長兼社会教育課長（大前輝俊君）

IT関連の講師のことでございますが、先ほど泉州十八番ネットのコンピューター関連の登録者の活用、あるいは市の方でも「広報せんなん」で講師を募集するということは部長の方からお答えいたしました。そのほかに現在、大阪府の方でも

講師が不足するというので、登録者を募集しております。また、民間会社のいろいろな売り込みとありますが、PRも現在私どもの方へ来ておりますので、その辺についても活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 的確に答弁のない部分はあるんですけどね、いわゆる定数とアルバイトの関係で、定数70と絶対数を考えていいのかということで、今の説明からいえば、何かもう常にアルバイトがおることで運営できておる、ないとできないという状態に見えるので、絶対数はどれくらいかなというのが気になるんですよ。

今、アルバイトなり職員数の問題で議論しましたから、市長の大きな方針、決意みたいなことで職員をふやさないとということですから、今のこういう実態から市長はどのように把握されとるのかですね。やはりそれは市長の趣旨が貫徹して運営されとるのか。僕は今の説明からいえば、とてもされてないように思うんですね。そういう点で、再度市長、そういう方針が実際の現場でどういう状態であるのかということも気を配って、やはり市長の言葉にそういう違いがないようにぜひしてもらわないといけませんよ。そこがちょっと聞きたかったんですね。

それから、コンピューターのこれは、大阪府の関係者も言っていました、突然おりてきた予算ということで、もちろん市町村も十分な対応ができてないというのが現実だと思うんですね。だから、それは21台からのあいうパソコンを一回使ってはまた倉庫に直すと。機器を全部つなぎかえなあかんわけでしょう、何ぼノートパソコンでもね。それはやっぱりそこにちゃんと置いて、12時間が1つのサイクルで1つの補助がおりるわけやから、余り倉庫へ持っていったり動かすということは、落としたり大変です、ノートパソコンは特に落とすこともあるんですから、そういう点ではちゃんとしたそういう固定した教室を確保してやらないか性格のものじゃないでしょうか。

そういうことで、樽井は入れれるけども、信達

りてくるから全部受けるんだという方針じゃなしに、市の状況を言うことによって、この国の施策に問題があるということも世の中にアピールしていかないと、何でも国がやることは間に合わんでもとにかく受けて予算化していくと、こういうことがやっぱり地方自治体の予算に問題が出てくるんじゃないでしょうか。市長、やっぱりやれることとやれんことがあるわけですからね。そういう点ではやれないことははっきりやれませんか。やっても、それは回り回れば税金ですから、十分有効に使われなかったら問題なんです。そういう点では市としてもやはり準備なり受け入れ態勢なり施設の問題を十分市長も考えられて、そしてこれは何ぼ国から言われてもやりませんというような主体性というのが要るんじゃないでしょうか。

特にコンピューターのこれね、突然こんな年度末になってこういうものがおりてくると。機器の購入にしても、どうして買うか知りませんが、市独自の登録業者から入札で買うというのも今までの方法でしょうけども、やっぱりそれに精通した方にアドバイスを受けて、できたら日本橋へ行って一番安いとこのをそこから買ってくると。もちろんメンテのこともありますよ。そういうことも保証した契約を交わした上でやるという、そういう大胆な発想もこういう小さい自治体ではできません、やろうと思ったら。そうでしょう。業者任せだったら、談合はしてないと思いますけども、これだけ全国的に一遍に12月議会に出てきたら、それは個々に対応したって間に合わんから、どっちみちメーカーがそういう段取りも全部つけておいて、この予算が決まったらどんと入ってくると、そういうことになりかねないですよ。そういうことも含めて、やっぱり市独自でこの問題は対応していくと。

例えば、国から補助金なりおりてますね。これは16万ですか。これを12万で買った場合の差額は、市の収入になるんですか。ならんでしょう。返さなあかんわけでしょう。しかし、それは返してもいいわね、税金やから。それくらい、あるから全部使うというんじゃないしに、やはりそれに精通した人と協議しながら、どうしたら安くいいものが買えるかという原点に戻るなら、今までのよ

うな入札方法だけにこだわらず、本当にそういうところへ行って直接交渉して、わずか百何十台ぐらゐのものですから、そんなことはやろうと思っただけでできるわけです。それをやればそれはやっぱり地方自治体の主体性がある意味で宣伝されて、泉南市の市政というのが全国にアピールできるんじゃないですか。

そういう大胆な提案なんかも行政でやってもらいたい。今までの手法で全部やって、要らんけど来ると。小さい公民館も大きい公民館も一律に21台入れていくと。こんなあほなことして、それは効果が上がりませんよ。こんなことをやるとから、全国どこへ行っても赤字財政になるんじゃないですか。

そういうようなことを今の答弁を聞いて思ってるんで、市長は技術屋さんで行政の出身であるけれども、やっぱりユニークなアイデアを持ってる方ですから、ぜひ市長、泉南の向井という人でなければできないような対応をこういうITなんかでもやってもらいたい。市長かてやっていらっしゃるわけやから、どうしたら安く入るかもよく知ってはるわけやから、それはぜひお願いをしたいと思うので、トータルの答弁でいいですね、定数の問題も。市長に答えてもらって私は終わりますので、私よりも市民が納得する答弁をお願いします。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 定数については、正職とアルバイトとありますけれども、正職の方はもちろん確実に減少をいたしております。退職者に対して補充は100%しないで、できるだけ効率的に運用するようにということで減らしていております。

ただ、ちょっと他市と違うのは、泉南市の場合、少子・高齢化とは言われておりますが、子供さんが非常にふえているということ。これはある意味では将来の人口ですから、宝物ということですから、ありがたいというふうに思っております。そういう形で、特に保育所とか幼稚園という形でふえております。ですから、それらに対応するために一時的にそういう臨時職員なり嘱託職員という形でカバーをいたしておりますので、若干バラン

スが悪くなっておるのは事実だというふうに思いますが、今後とも将来のそういう人口動態等を踏まえて、定数管理というんですか、これをきちっとやっていきたいと思っております。

それから、ITの方は、今回社会教育施設1カ所20台という1つのそういう枠がありますので、その中で教育委員会としても対応したということでございます。時間もなかったというのももちろんございますが.....。

将来的には、一定そういう形の均一配分ということでございますけれども、1年間一応やるということになっておりますので、やってみただ中で、その模様によって、後はある程度市町村の判断で、受講者の多いところ、あるいは少ないところという形での対応というのは考えていけるというふうに思います。

今回は一応100%補助ということでございますから、我々の方も国の施策に乗ったということでございます。道路とか下水のように2分の1ということであればとてもとてもできるような状況ではありませんけれども、100%補助と。若干電気関係の補修とか要りますけれども、原則として100%補助という中で我々も受け入れたと。これを受けることによって、将来多くの市民の皆さんにそういうコンピューターになじんでいただくという機会がふえますので、これは1つ非常にありがたい制度ではなかったかなというふうに思っております。

あと、機器の購入については、今後具体的にそういう作業ということになっていきますので、やはりできるだけ安くということはもちろんそのとおりでございます。ただ、一定のルールもございますので、その範囲内でできるだけ安価な良質な機種ということも考えていく必要があるというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） もう簡単に質問させてもらいたいと思います。

先ほどからコンピューター、パソコンの論議がありましたけれども、教育施設、特に小学校ではことしもまた4校補正も組まれて新しく配置されることになりましたけれども、中学校においては

古い機種で使い物にならないと言われるくらいひどい状況になっているということは、教育委員会も御確認されていることだと思うんですけども、社会教育施設、小学校、そして子供たちが一番自主的にいろんなことを工夫しながら勉強していき、その年代の中学校でこういう状態では困ると思うんですよね。だから、その辺について、ひとつこれからの計画をお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1つは保育所の問題ですけども、かねてより保育所の運営の状況の中身については、土曜日の保育の時間延長、それから平日の保育時間の延長問題なども取り上げてきたのですが、方向としては土曜日の延長などは実施するというので、私たちには答えとしてはいただいてあります。いつから実施するかということで声をかけさせていただいたところ、それはまだ未定だということで、はっきりした答えにはなっていませんし、来年度の予算には当然反映されることだと私は思ってるんですが、少子・高齢化時代と言われて、少子化対策としても特別な補助金も国からおりてきました。

そういうふうみんなが今子供たちを守っていく、育てていく、そういうことがしやすいような施策を国や府、市でつくっていかうということで、女性がどんどん社会参加できる、そういう状況をつくっていかうということで取り組まれてきたことですから、その辺についてもちゃんとした答えを持って私たちには示していただきたいと思うんですが、この2点お答えをお願いします。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 松本議員御指摘の中学校のコンピューターの件について御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、中学校のコンピューターの機器の状況については、そういった状況がございます。現在、小学校のコンピューターの導入の方を年次的にやっておりますので、その件が終わり次第、中学校の方のコンピューターの件についても対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保

育所の時間延長の分についてお答えします。

現在、従前から特に土曜日の保育時間の延長につきましては御指摘がございまして、それについては検討させていただいてるという形で答弁させていただいてます。現在もこの分につきましては前向きに実施すべく、関係者と協議を重ねているところでございます。もう少し時間をちょうだいしたいと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 保育所の問題は、私はもう昨年ぐらいからこの問題をずっと取り上げてきて、実施しますよと言ったのが去年の今ごろだったと思うんですよね。もう1年たつのに、実施する方向でいろいろ検討しているからもうちょっと待ってくださいと。日にちを指定して聞けばそういうふうな答えが返って来てましたが、一体何を検討されてるのか、何が問題なのか、その辺のところも示していただかないと……。

そして、当然来年度に反映できるものだと、私はそういうふうには思ってるんですけど、そこら辺については、また来年になれば、いや検討してると、日にちは待ってくださいと、こういうことの繰り返しやがどどんやられるということでは、市民に対して、やっぱり私たちいろいろ子供さんを預けてる保護者の方から随分御指摘を受けます。泉南市のおくれた状況を何とかしてほしいと。大阪府下でも朝7時から7時までやっていない保育所というのはもうわずかになってるはずですよ。土曜日の普通保育もやられてないというのは、もうほんとにあとわずかですわ。だから、早く他市の状況に達するところまで引き上げていただきたい。

それから、中学校の問題ですけども、今年度4校小学校に入りますと、来年度にはまた4校入れて、それで小学校は終わりますよね。そしたら、あとまた中学校4カ所ですかね。中学校4校ですから、もうその次の年に4校分入れるんだと、ということですか。それとも、来年小学校分が終わると同時に中学校にもコンピューターを配置するというので予算化されるのか。

といいますのも、卒業して子供たちは大きくな

っていくわけですから、6年生を卒業して中学校に来た途端、まるで古いコンピューターで、操作そのものも十分にできないし、研究材料として与えられても、中学校では一定の機能を持っているものがないために、もうそこでとまってしまうと。これはやっぱりまずいと思うんですよね。だから、せめても来年度に中学校も一緒にやると、こういうことで予算化をしていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 土曜日の保育時間の延長の問題につきましては、時間が当然数時間ほど延長されますので、我々としては、職員をどういうふうに配置するか、その辺のことで今検討しております。特に職員間となりますと、当然ローテーションの問題でありますとか、週に何回あるいは月に何回配置したらいいとか、そういった最後の詰めをやっておりますので、もう少し時間をいただきたい、こういうことでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

〔松本雪美君「ちょっと待って、議長。吉野先生、答えしてくれてないです」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、当面は小学校ということで、小学校の導入完了時に次の中学校のこともあわせて考えていきたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 簡単に二、三点お伺いをいたしたいと思いますが、35ページの目、人事管理費の関係でございます。

公室長の御説明によりますと、予定より大分退職者がオーバーしたと、こういう御答弁がございました。たしか事前説明のときにも私はお伺いをしたと思うんですが、これはどういうことなのか。泉南市にもう魅力がなくなって、あるいはまた別に大蔵省とか運輸省に入れられるというような、そういう希望があって退職されるのか、ちょっとわからないわけですが、いずれにしても長い間お勤めをしていただいて、大変優秀な人材もいらっし

やると思うんです。いわば市役所というのは市民のシンボルでありますし、市役所の職員というのはほんとに市民から信頼をされてる、そのように思うんです。（発言する者あり）うるさいな、ちょっと黙って聞いてくれ。

何か質問するのを忘れてしまうたけど、いずれにしても予定より大分オーバーしてると、こういうことですが、そこらあたりはどないですか。体が悪くてやめなきゃならないという方もいらっしゃるかどうかわかりませんが、そのことが1つです。

それから、条例を読めばわかると思うんですが、本市の職員の定年制というんですか、60歳なのか55歳なのかちょっとわかりませんが、そこらあたりも教えていただきたいなと思います。

それから、たくさんおやめになるんですが、あとの新規補充のあり方ですね。これは12月に一定の採用試験があったようでございますけれども、この補充のあり方についてお答えをいただきたい。

それから、現在の職員数は、一般職で一体どれぐらいあるのか、教えていただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のように、今年度は当初6名の定年退職の予定が最終的に17名ということになったわけでございます。現段階では17名ということになったわけでございますけれども、当初の定年退職よりも倍以上ふえたということでございまして、我々もちょっと予測より多いなというふうには考えておりますけれども、事情は自己都合とか家庭の都合とか、そういうことでございまして、決して泉南市に魅力がなくなったということではないというふうに私は考えているんですけども、退職される方はかなり長年働いていただいて、市の方に貢献していただいたということで、我々としても感謝をさしていただいております。

それと、今後の補充のあり方でございますけれども、現在は行財政改革を進めているということの中でございますから、大幅に補充というふうにはなかなかできないんじゃないかというふうに考

えております。特に人件費がかなり大きなウエートを占めているということの中、今検討している部分につきましても、官民の役割分担の中でサービスが低下しないものについては、また経費が安く上がるものについては、当然民間の力をかりるということもやっていかなければならないし、職員の配置のあり方、組織機構の見直しによってスリム化も図っていかなければならないというふうに考えております。

ただ、行政をとめるわけにはいきませんので、中期的に見越した中では、やはり必要とする部分については、十分原課と協議をした中で、配置すべきものは配置していくという考え方で我々としては取り組んでいるつもりでございます。

それと、今後職員についても、行政の複雑化、多様化の中では、やはり十分それに耐え得るような職員研修も必要ではないかということの中で、今後ともそのような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、定年は、現段階の条例では60歳ということでございます。

それと、現在の職員数は716名でございます。以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） もうそろそろ休憩の時間ですから、簡単しておきます。

あれはいつでしたか、私の記憶違いならお許しをいただきたいと思うんですが、北出議員の方から一回泉南市全体の運営についてのシビルミニマムの設定をしたかどうかという御指摘もあったようです。私もそういうきちとした検証をして、各課各部の人員のあり方、あるいは現在もあると思うんですが、役職の適正な配置、そういうことも含めて、もうそろそろ一回716名の——いろいろの階層があると思うんですが、例えば50歳代、60歳代、あるいは40歳代というふうにあると思うんですが、そういうことを含めて一定職員全体の構成の見直しをしながら、将来への職員の位置づけというものも必要ではないか、私はそう思うんです。

その中には、私のような大器晩成型で、長い間議員をやると邪魔にもなるような人もいて、いろ

いろ愚痴を聞くんです。しかし、健康なうちはやっぱり力いっぱい働いていくと。恩給や年金を当てにして暮らすということも大事ですけども、そうでなしに、やっぱり市民に信頼されるような議会や行政というものをお互いに頑張ってやっていくという意欲をもうちょっと僕は持たせてほしいなというふうに思うんです。

今やめられる方にも、残ってほしいなという個人的な希望を私は持ってますけども、本人の自己都合ですから、私は市長ではありませんからとめる必要ありませんけれども、非常に長い間経験をされ御苦労なさって、もう少しおっていただいではどうかという気持ちもするんです。特に、今の倍近くの退職者が出たということは、今の時代おかしい、どうかというふうな感じもいたしますので、そこらあたりを心配するんです。

したがって、新規採用は行政改革の問題もあるからということですけども、前質問者はいろいろアルバイトの問題とか本職員との関係のバランスも聞いておりましたけれども、これは将来そんなに人員を補給しなくても、あとは少数精鋭主義でいかれるということなのか、そこらあたりもとりあえず御答弁いただきたいと思います。

それと、716名の中には、これはどういう構成の中の職員なのか。例えば、本庁部分の職員なのか、清掃業務も入ってるのか、あるいは消防署も入ってるのか、これはどんなのか、もう一度あわせて御答弁をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、島原議員さんの方からの貴重な御意見をいただいたわけでございますけれども、我々も当然組織の見直し等の中で適正な職員配置、係員を何人にするかという配置についても、あわせて検討していかなければならない大きな課題でございます。我々としても、それは当然取り組んでいかなければならないというふうに認識をさせていただいております。

それと、新採の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在なかなか補充をすべてというわけにはいかないわけでございますけれども、その中で特に中期的に必要なところについては、当然ヒアリング等を行った中で、市の

採用委員会に諮って採用を決めていくということ
でございます。ちなみに、今年度は6名の採用を
決定させていただいてるところでございます。

それと、職員716名の構成でございますけれ
ども、これは市の職員すべてということござい
ますから、本庁、消防署を含めて、水道も含めて、
清掃課、それと学校関係の用務員等も含めた中で
716名の職員ということでございます。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありませんか。

———島原君。

16番（島原正嗣君） 最後にしときますが、全
国平均の例えば人口の比例と、市職員の、今おっ
しゃったように、本市の場合は716名ですけれ
ども、全国的平均は、例えば市民1人に対して、
あるいは100人に対して一定どれぐらいの割合
で採用されるのか。その標準値ですか、泉南市の
場合は、全国ではちょっとわからないかわかりま
せんけども、大阪府下33市か34市かあると思
うんですが、その中で大体どれぐらいの採用状況、
あるいは人的バランスをとっているのか、お答え
をいただきたい。

将来は行政改革等もおっしゃってるんですが、
さらに私は一般市民から特に聞くんですけども、
コンピューターを入れたり、いろいろな関係はほ
とんど機械でやってるんじゃないかと、そういう
ことも聞くわけですが、そういうことも含めて将
来の市職員は、今条例に書かれてるような定数を
ずっと持続するのか、あるいは条例に書かれた定
数を改正していくのか、現段階でははっきりして
なかったら結構ですけども、そこらあたりをひ
とつお答え願いたいのと、嘱託職員というん
ですか、これは現在どれぐらいいらっしゃるん
ですか。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 全国平均という御質
問でございますけれども、大阪府下の各市の状況、
大阪市を除いてでございますけれども、府内の市
の平均で全部門で人口1,000人当たり9.9人。
ちなみに、泉南市は11.1人でございます。一番
多いところでは15.6という団体もござい
ますけれども、泉南市は11.1と若干平均より高いとい
うデータが出ております。

それと、コンピューター化して、IT化してい

ったときに職員の数がということでございますけ
れども、機械化されますと、当然減る部門が出て
くるというふうには考えておりますけれども、現
在そこまでまだ検証はいたしておりませんので、
これはもう少し時間がかかるのではないかなとい
うふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 嘱託の
職員数でございますけれども、これは多少変動い
たしますけれども、現在で87名でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。 —

———北出君。

12番（北出寧啓君） 簡単に1分ぐらいで済み
ます。

さっきからコンピューターのお話を伺ってるん
ですけども、古くなったといっても、恐らくワ
ードとかエクセルとか基本的な作業は全部でき
ると思うんですよ。グラフィック処理だとか3D構
成とか、そういうことをやろうと思ったら要るん
でしょうけども、その辺きちっと整理してくださ
いね。

それと、入札の話というのがあったんですけど
も、ただ若干気になるのは、市役所でもそうす
けども、ほとんどNECばかり使ってるんです
ね。あれ、特殊なキーボードだし、構成がちょ
つと一般的じゃない部分を持ってるんですけども、
その辺のことはどう考えられていらっしゃるのか。
今回のも全部NECですか。それだけちょっと整
理して。簡単な確認だけ。

議長（奥和田好吉君） 中野教育指導部参事。

教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） た
だいま御質問の中学校の方やと思うんですけども、
中学校の方の機種は全部NECです。現在設置し
ている小学校の方ですけども、これは入札のか
げんもありまして、富士通の方で設置してます。

それから、機種というんですか、中学校のコン
ピューターがどの程度のものかということすけ
れども、確かに当初設置したのはかなり古いのも
ありますけれども、年次的に少しずつ入れる中で、
実際インターネットに対応できるのが、これは学
校間でちょっと格差があるんですけども、多い

ところでは13、少ないところは極端に下がって3というんですか、これは以前、情報教育の備品の方で予算措置してましたので、それでソフトをかうか、それともコンピューターを購入するか、それは学校選択に任していたためにちょっと格差があるんですけども、学校の方で何とか努力していただいと、そんなふうにとらえています。議長（奥和田好吉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時45分まで休憩します。

午後3時16分 休憩

午後3時49分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、議案第7号 平成12年度大阪府泉南市男里財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第7号、平成12年度大阪府泉南市男里財産区会計予算について説明を申し上げます。

議案書の67ページでございます。内容といたしましては、二級河川金熊寺川改修事業の代替用地として、男里一丁目1424番地の面積161平方メートルを大阪府に売却するものでございます。

歳入といたしましては、売却代金627万9,000円を財産売却収入として計上させていただきました。

歳出といたしまして、74ページに記載のとおり、売却代金の50%相当額の313万9,000円を一般会計に繰入金とし、また同等額の314万円を地元公共事業補助金として、それぞれ計上させていただきました。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 先ほども何回もお願いをしておりますけども、その場所とか、それからもうちょっと具体的に我々が思い浮かべるような場所の説明と、それから大阪府に売却したこの跡地は、一体どのように利用されるのか、その辺の問題。

それから、この男里地域の財産区ということで、地元の公共施設整備に使うということですが、対象地域はどれぐらいの地域のところの公共事業として使われるのか、それから具体的な公共事業整備の予定などがあるのかどうか、その辺の御説明をいただきたいのと、それから男里財産区会計が持っている財産があとおおよそどれぐらいあるのか、その辺も御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 場所につきましては、26号線、第二阪和国道の今はもうやってませんが、ちょうど平野台というゴルフ場のあった付近の金熊寺橋です。そこから約220メートルほど下流側に行った方の右岸側でございます。河川管理用道路に面した位置でございます。その部分でございます。面積は161平米でございます。

それと、これは男里財産区ということで、男里地区だけのものでございます。

それと、財産区の公共の整備ということで使用いたしますけども、今聞いておりますのは、男里の老人集会場の修繕等に使いたいというふう聞いております。

以上でございます。（小山広明「まだ1つ残るとる」と呼ぶ）

ちょっと答弁漏れがございました。失礼いたし

ました。男里の財産ですけども、あと、この1424番地に面しまして、同じ面積ぐらいの土地がもう1筆ございます。それ以外は今のところまだ聞いておりません。それがあるといのは聞いております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、今回売却した161平米と同じぐらいがもう1カ所あるという理解でいいんですか。

それと、集会場の修繕に使うというのは、具体的に修繕をされる予定があるということに承っていいのか、その修繕費用というのは、当然これだけじゃなしに市もある程度負担をする事業内容ではないかなと思うので、どのような修繕内容なのか、わかっておれば若干御説明をいただきたいと思ひます。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 一応、男里の老人集会場の修繕に使いたいということを知りておるだけでありまして、まだ具体的にはどのような内容というのを知りておりません。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） さっき確認しましたが、161平米ともう1筆だけあるというんですが、常識的にもう少しあるんじゃないかなと思うんですが、わからないというように理解していいのかわ。はっきりこの161平米と同じぐらいしかないんですか、この男里地域の財産区が持っている財産というのは、そこをはっきり……。わからないならわからないでいいんですが、これだけだと言い切る答えなのか、一応わかっておるのはこれだけで、まだありますということなのか、そこだけはっきりしておいていただきたいと思ひます。

それから、その集会場の修繕をしたいというだけ聞いとって、中身はわからないということでありまして、やっぱりこういう予算を上げるわけですから、そういう要望があればどういふ要望なのかということも知りて、一応本会議で議論するわけですから、そのためにもこのお金を使うということであればよく理解できるので、金額的にもそう大きな金額ではないので、どれぐらいの規模の修繕をしようとするのかなど、ある意味で

公共施設ですからね、集会場といえども。そういうことで、その整備問題も当該の地域の人も大変関心のある問題でありますから、その辺の修繕規模、内容についてもわかれば、やっぱりこういう機会に御説明をしておいていただきたいと思ひます。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） このような土地、財産区的な土地ですけども、今現在我々が把握してますのは、この1424番地に隣接した土地ということだけでありまして、まだやはり共有地関係で個人名で残ってる共有とか、そういうのは多分あるとは思ひますけども、その辺は把握できりておりませんし、知りておりません。

集会場の修繕ですけども、これは今現在それに使いたいということだけしか知りておりませんして、当然修繕等をする前にどういふ内容の修繕をするという計画書を出してきて、これに對して補助金を交付していただきたいというふうな形になりますので、今後そのような計画書が出てこようというふうに考へておひます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——— 巴里君。

22番（巴里英一君） まず、お聞きしますけども、これは一般質問及び議案で質疑を何回かさせていただきました。改めてお聞きしますが、男里財産区会計予算となつてます。財産区という限りは、法的根拠がなければ財産区の設定ができないというふうに思ひますけれども、どの法に基づいてなされておるのか。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今の巴里議員の質問ですけども、俗にいわれるみなし財産区についてでございます、これにつきましては法的根拠はございません。ただ、正式な特別地方公共団体として地方自治法294条の第1項で認められているのは樽井地区財産区だけでございます。

この問題につきましては、以前から改善をしたらどうかという御意見、また助言等を知りておひます。我々の方といたしましても何とか前向きに考へていきたいと思ひておるところでござひますが、まだちょっと実現までには至りておひま

せん。

また、平成12年度第2回定例会におきましても巴里議員からこの問題について質問を受けたわけですが、その中で早急に研究会なり検討会なりの検討を行う組織を設けたいという答弁がございました。これにつきましては、今現在検討資料と、府下42市町村に対しましてアンケート調査の御協力をいただきまして、その集計もほぼ完了しております。これらの資料をもとにしまして早い時期に検討会なりを設置して、このみなし財産区についての改善等について前向きに検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 地方自治体というのはもともと法に基づいて設置されたものでありますし、あらゆるところは法に基づいて運営されているわけですね。このことは言わずもがなの話ですけども、法に基づかないと明言されて、財産区的財産の扱いだと言って、これは今後見直すんだと言って、いまだに資料を集計中だと。明らかに違法だということを認めるわけですか。認められるんですか、法に基づかないということ。認められているわけですね。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 実際みなし財産区については、先ほども申し上げましたように法的根拠はございませんけども、慣習的に今まで樽井地区財産区に準じた形で運用してきたという経過もございます。先ほど申しましたように42市町村のアンケートをとりまして、今現在資料づくりをやってるところでございます。

そのアンケート調査を行った中では、府下42市町村の中で、地方自治法294条1項で認められている財産区につきましては、18市、5町の23市町でございます。みなし財産区につきましても、当市を入れますと7市でございます。これらのみなし財産区をどういうふうな運営の仕方をやっているのかと、アンケートだけですと表面的なことしか書いておりませんので、その辺もどういうふうな経緯であったかとか、どういうふうな運営のやり方をやっておるとか、もうちょっと詳しく

聞いて、何とか早い時期にみなし財産区としての改善等を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 別に僕は難しいこと言うてないんですよ。42市町村で資料を集計して、そして当市を含めてみなし財産区は7市やってると。それで、各地区であるからうちがいいんだということにはならないと私は思うんですね。

本市として財産区そのものの扱いのあり方、財産区的財産のあり方そのものが本来は中で論議すべき問題で、資料があるから、向こうがやってるからとは違うんです。法に基づいて執行されるものについて、法に基づいて執行されない部分があるとしたら、それをどう変えていくかということを考えるべきものであって、よそから知恵をもらったからできるんだということには僕はならないと思うんですね。

恐らくこれはやるんだったらやるで財産区申請すると。今は恐らく財産区財産の設置は無理やと思いますし、できないと思うんですよ。いわゆる合併当初の問題があってこれは設置されたものであって、それ以外に設置されたところないと思うんです。政令でもそのことを言ってるはずなんです。

それで、前にも言いましたけども、本来財産区財産は管理するのみですよ。それがふえてるといのはおかしいと僕は前によく言ったんですが、これはまた違うときに申し上げますけども、このことをずっと従前から言いながら、今もってそのことに明快な答弁なしに、検討中あるいは集計中という話になってるとしたら、この議案のあり方そのものが、これしかやむを得ないんだとかいうんなら、それはまたそれなりの皆さん方の判断もあるうかと思えますけども、我々はこういった法に基づいて執行されてる部分を、ある意味では重大な法に基づかないことをやってるやないかと議会の中で追及される部分というのはあるわけでしょう。その方々が一切そのことに対して、例えば法に基づかないものをやってるのに対して問題提起しないというのは、僕は不思議でしゃあない。そういうところを私は疑問に感じているんです。

そのことをきちんと市民の財産なら市民の財産

だとしてやり直すなら、きちっとそこへ持っていくのならいいですよ。そういう整理の仕方の方を出すべきじゃないですか。そして、法に基づいて執行するというに変えていくことにみずからがしなかったら、よその資料があるからこれに基づいてやるんだということにはならないと違うかなというふうに思うんですけどね。

私、これ以上追及というか質疑を余りしませんが、議長にも私申し上げてることもありますから、議会運営の問題もありますので余りしませんが、こういうやり方をいつごろまでに一定の答えを出されるのか、その日程的というか、年度的見込みというんですか、議会なり我々に事前に提起できるようなことがいつごろになったらできるのかなと。これはもう違法性ははっきりしてきますから。認めましたからね。その点明らかにしていただければ。

議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、合併時にその前の各地域の財産が整理されておって、そして合併時にそれが法に基づく処理がなされてるということであればこういう問題は起こってないんですけども、残念ながら本市の場合は、地域としてはその設定が樽井だけであったという経過がございます。そういう中で、先ほどの小山議員の質問がございましたように、各地域の1つの資産と申しますか、そういうのが正確に把握されてないというのが1点ございます。

そういう中で、それは当然全国の合併での1つの課題として残っている中で、1つのみなし財産区的な処理ということがいわば容認されてきたという経過も1つはあると思います。

そして、本市におきますその辺の整理について一番問題は、各地域のそういうふうな資産と申しますか、財産が十分的確に全体的に把握なされていないということ、それが1つございます。

それと、その各地域のあり方と申しますか、現在の形態ですね。その辺がまたいろいろと種々多様にあるということ。そしてまた、地区によりまして、地域によりまして財産区があるとかないとか、その辺の問題点等もございます。

そして、もう1つ財産が把握されにくいという

のは、共有名義と申しますか、それが単純に各旧村の記名という形でなしに、今までの歴史的経過の中で共有名義とかそういうふうな部分も多々あるわけですし、その辺の整理につきましてもなかなかしづらいということがございます。

そういう中で、現在は1つの各自治体での対応というのは、具体的に土地に絞りますと、土地の処分をする場合に、1つの形態として具体の処分の形としてなされざるを得ないというふうな状況もあるんじゃないかと思っております。

ただ、いろいろと課題もあるわけでございますから、その辺、議員御指摘のいついつまでにそれができるのかということは、今のところ明言はできないわけでございますけども、今申しましたような課題、どれだけの課題があるのかということを取りあえず整理、集約していくというところから前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、その点の御理解をお願いしたい。

〔巴里英一君「最後に」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 議長、済みません。それなら納得するまでやるということになってくると、恐らく僕は納得しないということになるんで、平行線になっていくかなと思うんですよ。今までの運営の中で、私がやるんだったらいつまでもということではないというのは、ここらあたりを私が申し上げている点だという御理解をいただきたいなと、まず思います。

それで、最後に私の思いというよりも、こういう方向ですよということを、本来なら売ってから財産区財産を設定するんだという考え方そのものが既に間違ってるんだということを理解いただかなかつたらあかんです。売る前に既にあるわけですから、その方法論を論議しといて、それで議会に提起してくるならまだわからんことない。売ったからやるんやとか、そうでないからやらへんのやとかいうことにはならない。もともとあるものですから、そういう意味では。どういう方法を今後とっていくのかということをしちんと押さえてくださいよと言ってるんですわ。だから、こういう法になじんでないことをしてはならないです。解決の方法は方法論としていろいろ考えてくださ

いよ、その時期を示してくださいよと言うて
るんです。

そうやないと、今部長が言われたように、財産区的財産みたいなものを持ってないところと持っている地区とでは大きな差があるじゃないですか、区財産とかいろいろの関係から見たら。富裕な区としてあるものと、富裕でないところがあるじゃないですか。合併したら当然それぞれの住民が町民になり市民になれば、同じようにやらなきゃならないのが本来の行政的処理じゃないですか、平等性からいうたら。それがならないところに問題があるんですよと言うてるんです、指摘は。

樽井の財産区は、先ほど申し上げたから、あれはあれで処分したらいいんですね、それはきちっとできてますから。しかし、そうでないところに問題があるんですよという提起を申し上げてるんで、僕が先ほど言うたように、売ったから財産区を設定するんだということじゃないんです。もともとあるということ为前提でのあり方も含めてやっていって、議会の承認をきちっともらっていくと。その限りにあらずとか、そういうことをやらん限り、これほかの面も含めて同じことを私また次のときも繰り返さなきゃならないかなんということになるかと思しますので、ひとつその点、理事者の皆さんには再度法との関係できちっと整理をし直していただきたい。こんなことを余り私に言わさんようにしてもらいたいなということで終わります。

議長（奥和田好吉君） 堀口君。

15番（堀口武視君） ちょっと1点だけこの件についてお聞かせを願いたいと思いますけれども、この男里の用地、男里地区がこの土地を取得した経過あるいは用途、どのような用途に使われていたのか。

僕は今の巴里さんの質問とは違った視点から考えますと、この用地を取得する経緯の中で、お互いに昔の住民が汗水垂らして用地を取得した、登記簿上の問題で共有地とせざるを得なかったという経過がなかったのかどうか。その辺、そのような経過があると、当然その地区の——今ここで50%、50%という割り振りになってるんですけども、このことは地元が100%を主張する、こ

ういう形態の土地も地区によっては存在するんじゃないかなと、このように思いますけれども、例えばそういうような形態の土地が出てきたときに市の方としては逆にどのような対応をされるのか、違うような形態で処分されることがあるのかどうか、その辺をひとつ見解として教えてほしいなど、このように思います。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今回のこの土地につきましては、今現在雑種地ということで作物とか何もこしらえておりません。以前は畑ということで、男里の人が若干作物をこしらえていたという経過がございます。今現在は更地になりまして、雑種地ということでやっております。

これは表題部だけは共有地ということでございましたので、これにつきましては男里区長さんあるいは役員さんの方といろいろ話し合いをさせていただいて、昔からの男里村の土地ということで、今現在は町村合併で市になっておりますので、現在は市ということで、ただそういったことで男里区の方が今まで財産管理とかそういうふうなことをやってきた経過がございますので、今回は50%、50%ということで話し合いを行いました。

同じ共有地でも、これは個人名で残ってる部分とか、それからまたその個人さんが便宜上その地区に使っていただいたとか、いろんな経過がありますので、そういった土地につきましては、いろいろ経過も聞かないけませんし、そのときの条件によって話し合いをしてるという状況でございます。

議長（奥和田好吉君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 1つ確認をしときたいんですけども、このことがすべての共有地の前例になるというわけじゃないということも1つ僕はこの時点で確認をしときたいと、このように思いますし、泉南市では今33区ですか、その中では地縁の団体の設立をされてる区が多分あると思うんですけども、そういうような区が共有地を例えばその地縁団体に登記をすると、こういうことになると、市としてはそのことは認められるんでしょうかね。その辺はどうなんでしょう。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 共有地の配分割合ですけれども、これにつきましては今までの慣例等もございまして、基本についてはそれを基本として共有地については考えていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、個人名義のものがありますので、それらについてはやはりその個人名義になった経過等もありますので、それらについては十分意見を聞いて判断をしていきたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今、正確な資料を手持ちじゃないんですけれども、たしか泉南市域で地縁団体として法人格を有しておるのは、あと陸地区が登記されてると思います。だから、陸地区の登記されてるときに、仮にそういう土地があるとすれば、それはいわゆる陸地域の共有財産というみなし方がされてるんじゃないかと思っております。

〔堀口武視君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっとお伺いをしたいんですが、非常に初歩的なことで申しわけないんですが、これは泉南市の普通財産所有台帳というか、普通財産を記載してる台帳、これには記載されておるんでしょうか。

といいますのは、町村合併したときに各町村の財産というのは、すべて町に帰属をされているというふうに思うんですね。ため池なんかもそうですね。ところが、ため池については水利権があるから、その水利権補償として財産区をつくって、そこに応分の配分をすると、50、50と、こういうことになるわけでしょう。これは明確なんですよね。水利権補償としての補償を物的にすることでこの財産区を設定する。

それで、樽井については、これは樽井区としていわゆる合併時の条件として固有の財産を保有する、こういうことが明確になってるわけでしょう。その他の地区についてはすべて町に財産が帰属されて、当然町がその財産を普通財産としてちゃんと帳簿に記載して保有する、こういうことになってるわけでしょう。それは町の財産でしょう。これは本来町の財産であるべきではなかったんです

か、町村合併のとき。ちょっと私わからないんで、堀口議員の質問とちょっと重複……。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） この土地につきましては、普通財産の台帳に載っておる土地ではございません。あくまで男里の共有ということで、これは普通財産台帳には載っておりません。

普通財産台帳に載っておりますのは、町村合併以後、今まで行政財産として使っていたところが廃止されて普通財産になったとか、そういうものについては普通財産の台帳に載っておりますけれども、こういう土地については普通財産の台帳には載っておりません。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと私、長いこと議員やらしてもらってるんですが、よくわからないんでお聞きをしたいんですが、先ほどちょっと外からそういう土地はようけあるぞというふうに言われたんですが、しかし、この処分については、これは議会の議決が必要なんでしょう。しかし、泉南市の土地台帳に載っていないと。そういうことになれば、普通財産としてしてないということになれば、これは逆に言えば村の固有財産ということになるんじゃないですか。100%村がこれは権利として自由に売買できるんじゃないですか。

それで、現に村の財産であれば村がちゃんと登記できるような——町村合併したらいわゆる登記権者としての村というのはもうなくなってるわけですから。そうでしょう。これはそんなもん登記権者にしてる村ありますかいな。

今、何か法が変わって、以前ある方が言われたけれど、そういう地域の団体も法人登記をすることが可能だと、法が変わってきたと、こういうことにはなっておりますが、まだそんな村については泉南市ではそういうことを聞いておりませんし、その辺は村の登記、村がちゃんと登記できるんですか。何をもちて村の財産だというふうに言えるんですか、法的には。

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） この男里の1424番地の土地につきましては、これはあくまで男里地区の財産区財産ということで、財産区財産

については、売却する場合には当然議会の議決が必要やということで、今回議案として上程させてもらったものでございます。

共有地ということで、これはその男里地区が自分ところの地区の名前で登記できるというものはございません。これは今の段階では、地縁団体はどうかわかりませんが、今の段階では市しか所有権移転ができないということでございます。議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと議長、申しわけありません。今の答弁は、答弁してるようですが、私の質問には答えてないというふうに思うんですよ。いわゆる男里の財産区財産なんていうのは、これは町村合併して、樽井には財産区財産というのがあるんですよ。樽井固有の財産というのがあるんです。合併時の条件です。樽井を除くその他の旧6カ町村、この小字、こういうのももう行政区としての意味をなしてないわけです。だから財産の登記なんかできないんですよ。登記権限ないんですよ。そやのに男里の財産区財産と。こんなもの登記もしてないのに、何で財産区財産だと明確に言えるんですか。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 和気議員の質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃるとおり合併当時の協議書では、樽井区だけは財産区財産として保全をまずしております。その他の財産につきましては、町へ帰属するという形に合併の協議書はなっております。これは議員おっしゃるとおりでございます。

しかし、その樽井以外の地区から、やはりそういう財産区的な保全はしてなかったも、財産区的な財産をどうするかという時期が合併後ありました。そういうことから、そういう地区の人からはやはり樽井と同じ取り扱いをまずできないかという形で、私どもは、法的にはなじまないんですけども、みなし財産区という形で処分して、しかし処分しても会計を明確にせんといかんというようなことがあります、財産区会計を設定して市議会にも御提示申し上げるとということでございます。

やはりこれについては昔からの経過もありまし

て、非常に難しい問題があります。それで、我々は地区の人の意見も十分聞きまして、何とか樽井区と同じ取り扱いができないかなあというようなことでこの運用をさせていただいたということで、御理解をお願いいたしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） まとめてください。和気君。

19番（和気 豊君） 合併当時のことは私よくわからないんですが、そういう申し入れがあって、今売却するときに、処分するときに、こういう扱いをしなければならぬ土地というのはどの程度あるのかですね。どんどん上がってきたというんやから、その辺は本来市がそれはあかんと、市に全部帰属して普通財産にしてもらわなあかん、合併時の条件やと、こういうふうに物を言えばそれで済んだような問題ですから、それをあいまいな形で残しとったんか、あるいはそれをそういう形で暗黙のうちに了解した。しかし、現に本来普通財産として帰属すべきものはこれだけあるんだということでちゃんと握っておられるのかどうかですね。

それと、私、例えば池みたいに水利権補償という格好で、その池を利用しておられた皆さんに水利権補償という形でその権利分を財産区で保有すると、半分の分をね——池は池床もそうか。総有やな。俵池のときはそうでしたね。申しわけない。

そういうことで、そういうことの場合にはもうはっきりするわけです。水利権もあるし、それから池床もそうやと、総有やと、こういうことで、その場合に両権利を考えても50%、50%やということでしょう。

今回は、帰属については、まさに本来市に帰属すべきものを、町に帰属すべきものをそのままにとったわけですから、その辺では権利関係は非常に弱いというふうには思うんですが、その点、今後こういうものについては出てきて初めてわかるということではなくて、一定市がきっちりと全体の立場に立って掌握をされていく、こういうことがやっぱり必要ではないか。

このように処分するときには市にやっぱりお金が半分入ってくるわけですから、それで相手のいわゆる権利保有の村には、村の公共事業に充てる

ということで、そういう点では公共事業をやる時には市が満額使わずに、市の単費でやる事業のときでもそれを利用させていただけるわけですから、これは今財政難の泉南市にとっては非常に有利に展開していくのではないかというふうに思いますので、その点最後に、出てきて初めてわかるというのではなくて、ひとつ頑張って整理に当たられる、こういうお考えはありませんか。それを最後に。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 樽井区以外の今言うたみなし財産区的な財産の整理は、おっしゃるとおり今現在は整理できておりません。これも将来的にはやはり整理する必要は十分あると思います。できる限りその整理に努めたいなと、かように思います。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 他に。——北出君。

12番（北出寧啓君） 論点が多岐にわたってるんですけども、市として今後どのように整理していただくのか、方向性は出していただきたいと思うんです。樽井財産区にしても、住民によってはもう市に帰属した方がいいんじゃないかというふうな意見も一部ありまして、そういうことをすれば、一応泉南市の普通財産へ移行したら、例えばそういう問題は根本的なところでは解消されると思うんですけども、あるいはまた逆にこれがみなし財産区ということで樽井財産区をモデルにしていけば、また違った形になると思うんです。

それで、歴史的な経緯があるので、普通今の法体系の中でなかなか整理がつかないという部分は当然あるんで、こういう問題が出てきてると思うんですけども、少なくともこういう共有地、課税してませんよね。そういう共有地まがいの土地がどれくらいあるかは把握されているんでしょうか。

これは男里財産区会計ということで出てきたんですけども、泉南市の33区の分け方というのは任意な分け方であって、僕は男里地番ですよ。泉南市の任意の行政区分は33区なんですけども、そしたら地方自治法によると、例えばその一体性

を損なってはならないと。例えば、男里といった場合に浜も入るのか。そういう一体性という問題を損なってはならないということですから、地番では男里なわけなんですけども、例えばそういうことをどうお考えになれるのか。

その辺の今後の問題、例えば樽井財産区を解消していったら、もう財産区はなし、そして6カ町村で遺物がいっぱい残ってますから、そういう方向で整理されていくのか。それは巴里議員のずっと言ってらっしゃる論点だと思うんですけども、逆にそうじゃないという形で、みなし財産区でどんどんこれからつくっていくのか、そういう形で管理をしていくのか、その辺基本的な方向性をちょっと示していただきたいと思うんですけど。

議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1つは、その共有地は全部把握してないということでございます。そして、ため池についてですと、別のため池台帳とかあるわけなんですけども、今議員がおっしゃるように、各地区のその共有地というのは把握してないというのが実態でございます。

そういう中でございますので、当然現在どういふふうにあるべきかという方向性は、今のところ見出してないというのが現実でございます。

〔北出寧啓君「一体性も答えてくださいよ。男里財産区会計の一体性。どういう領域」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） この男里財産区ですけども、これは男里区ということで、男里の浜区は含んでございません。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） そういう答弁でよろしいんですか。助役、いかがなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当然これは男里区の財産区ということで、浜区は含んでおりません。

そして、先ほどの樽井財産区の件で市へ帰属というんですか、そういう意見もあるということなんですけども、これをまず処理しようと思えば、まずこの財産を一括して処分して現金にかえるか、もしくは市へ帰属という形のものができるかという

問題だと思えます。いずれにしても、本市議会の議決が必要やということと思えます。

そして、財産区の処分した会計は、今までも本市議会にも議決を求めて、健全なる財産区会計という形で執行をしておりますので、やはりその辺の会計の処分は適正な会計処理をしているということで御理解をお願いいたしたいと思えます。

もう一つ、これはちょっと誤解を招いてると思うんですけども、男里区の財産と財産区は違うということだけ御理解をお願いいたしたいと、かように思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 今、助役の男里区と男里財産区とは違うと。僕がさっき申し上げた男里区というのは、浜区とか任意の行政区分をした部分ですよね。法において保障された行政区じゃないですね。市町村行政区じゃないわけですよね。それと男里財産区とは違うというふうにおっしゃってるわけで、それはそうなんです。そしたら男里財産区というのは浜区も含むんじゃないですか。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 男里財産区というのは、あくまでも男里区だけの財産区ということで御理解をお願いいたしたい。

私が先ほど申し上げたのは、さきの堀口議員ですか、の質問にもありましたように、ただそういう表題部で共有地というような形の——登記された表題部ですね。そういう登記された物件がかなり出てきます。そういう面につきましては、いろいろなケースがございます。個人名で登記された共有地もあり、また総有以外の形で登記された形のものもいろいろございます。それは個々に各地区の人と十分協議をいたしまして、この財産は財産区であるか、区の財産であるかということと十分協議しながらやっていくということとやっております。

当然、財産区財産であった場合は、やはり会計を設定して今の配分率でこれからもやっていきたいと、かように思っております。御理解のほどお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 一問一答になっておりま

すので、まとめてください。北出君。

12番（北出寧啓君） 複雑な問題があります。歴史的経緯で共有地というのは発生してますから、そういう意味では私が言ってるのは、33区と任意に分かれたのは昭和40年代なわけですよね、浜と男里がですね。その間、男里として一体性を持ってたわけですよ。共有地も含めてですね。そうでしょう。そういう例えば阪南市と泉南市の裁判もあったわけですから。

ただ、それ以上は言及しませんけども、雑多にいるんな問題が派生してきてるわけですよ。もうちょっと包括的に整理していかないと、こういう形でパッと出て、それをここで議会で承認されるというのは、どうも非常に腑に落ちない。

それと、もう1点だけ、これからは共有地の整理をいつごろまでに——いつごろというのは難しいかわからない。努力目標としてどういう形に整理していくのか。例えば共有地を整理して、課税する課税対象としてどう扱うのかという話がありますよね。それで、売却した後、その売却前後で、今さっきの話もありますけど、それで財産区のみなし財産区にして所有関係を50%、50%というふうなことにする。そこまで何もいらわなかったり、あるいは陸みたいないわゆる地縁団体をつくる、法人格を取得する。そうなると売却した場合のその所有権はいろいろ違いますので……。

議長（奥和田好吉君） 北出君に申し上げます。まとめてください。

12番（北出寧啓君） だから、その辺の整理をもう少し、議会へ上程する以前に、歴史的経過があるからやりにくいと思うんですけど、もうちょっと基本的な枠組みをきちっと提示してもらわなければ議会で論議にならないですよ。ちょっとその辺、方向性だけ最後に答弁をお願いいたします。

それと、余談ですけど、赤線、青線とかの処分が意外と建て売り住宅とかの販売で消滅してしまったりするわけですね、その辺の管理が。そういうことも含めてあるんですけど、それは答弁結構ですけども。

お答えください。

議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 共有地の形態というん

ですが、今までの例ですと、本市の場合ため池がよく財産区として設定されてるわけでございますけれど、ほかにもいろんな共有地の形態があるわけでございます。とにかくその共有地の今の現状ですね。どういうふうな形態が本市の場合あるのか、その分類といいますか実態の把握の中で、それを整理する中でどういう方向性が見出せるのか、またそこには当然樽井財産区との関係とか、また陸との関係とか、その辺の関係もございまして、また先進地の事例等もございまして、その辺は今後の研究対象ということで御理解をお願いしたい。(北出寧啓君「共有地の把握、どうするんですか。あとどれぐらいでやるんですか」と呼ぶ)共有地の把握というのは、今の時点ではめどというのは申し述べにくいので、御理解をお願いしたい。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——東君。

6番(東 重弘君) ただいま和気議員と理事者のやりとりの中に、地方自治法でいけば共有地の登記は自治体名義しかできないだろうという議論があり、また理事者の答弁の中に、合併後共有地を自治体に帰属さすという御答弁がございました。

聞くところによりますと、昭和26年に信達郷共有地で人格なき社団、いわゆる地区ですね。当時は部落と言ったか、その登記もあるそうですし、我が地区でも昭和32年6月26日、つまり泉南町に合併をしてから1年未満ですね、31年だったと思うんですが、そのときに国が当時の町長の証明をつけて人格なき社団、地区の名義で登記をされてるんですね。こういうものがあるんです。その答弁と少し矛盾をしてると私は思うので、この際その辺の理事者の見解を少しお聞きしたい、このように思います。

議長(奥和田好吉君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 大変古い時期の登記関係で、今初めて聞いたんですけども、やはりそういうことが事実あれば一遍精査して研究もいたしたい。今ここで見解を述べよといっても、やはり非常に難しい。精査させていただきとうございます。

以上でございます。

議長(奥和田好吉君) 東君。

6番(東 重弘君) 私はとやかく理事者を責めるつもりはないんですが、議論として、自治体の登記しかできないから地区に権利がないだろうという議論があった。なぜそんな財産区をつくるんだというような議論まで進んだと思うので、私は自治法が、部分改正はあっても共有地については見直しをするというようなことは書いてませんし、幾ら古くても同じ扱いであるべきだし、泉南町であつても市になつても、首長さんがどういうふうにかわれようと、これが間違ってるんだと、いやそれは前の首長の判断だと、こういうようなものではないと思うんですね。

特にこれは権利というものについてですから、個人の権利を取り上げるというようなことは到底できないはずだと思います。それで、先ほどの自治体に属するんだということには、こういうものがあるんだということをここで議事録へ載せ、申し上げておきます。

それと、私の意見としましては、堀口議員がおっしゃったように、当然地縁による登記というものもこれから大いに、これは市長の同意がなければできないとたしか書いておりますので、この辺、上林さんがおっしゃったように議論して、今の形態では大変もめることが多い。当然理事者におかれても共有地を把握してないというような状態もございまして、こういうようなものを、自治法の中で決められたこの地縁による登記というものを向井市長の御理解をいただいてぜひ進めていく、これも1つの解決のいい方法だと思いますので、これからまた議論させていただきたいと、このように思います。

議長(奥和田好吉君) 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長(奥和田好吉君) ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時50分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男